

朝霞市地域防災計画

風水害等対策計画編

第1章 風水害応急対策計画

第2章 雪害等応急対策計画

第3章 複合災害応急対策計画

風水害等対策計画編の目次

第1章 風水害応急対策計画	1 (195)
第1節 防災体制の確立	3 (197)
第1 応急活動体制	3 (197)
第2 警戒体制	4 (198)
第3 非常体制（災害対策本部）	5 (199)
第4 関係機関の活動体制	9 (203)
第5 突発災害への緊急対応体制	10 (204)
第6 台風接近時のタイムライン	10 (204)
第2節 事前措置及び応急措置	11 (205)
第1 市長の事前措置及び応急措置	11 (205)
第2 災害救助法の適用	12 (206)
第3節 災害情報の収集・伝達	15 (209)
第1 警報等の伝達	15 (209)
第2 被害情報の収集	19 (213)
第3 災害通信体制の確保	22 (216)
第4 安否情報の収集、管理	23 (217)
第5 被災者台帳の作成	24 (218)
第4節 災害広報・広聴活動	26 (220)
第1 災害広報活動	26 (220)
第2 広聴活動	27 (221)
第5節 応援派遣・受援	29 (223)
第1 受援体制の確立	29 (223)
第2 自衛隊災害派遣要請	31 (225)
第3 地方公共団体等への応援要請	33 (227)
第6節 救急救助活動	35 (229)
第1 救急・救助活動	35 (229)
第7節 応急医療救護活動	37 (231)
第1 応急医療活動	37 (231)
第2 被災者等への医療	39 (233)
第8節 水防・土砂災害対策	40 (234)
第1 水防対策	40 (234)
第2 土砂災害対策	41 (235)
第9節 避難	42 (236)
第1 避難活動	42 (236)
第2 避難所の開設・運営	48 (242)
第3 在宅避難者等への対応	50 (244)
第4 広域一時滞在対策	51 (245)
第10節 災害警備活動・交通規制	52 (246)

第1 警察の災害警備	52 (246)
第2 被災地の警備	52 (246)
第3 交通規制	52 (246)
第11節 緊急輸送・燃料確保	54 (248)
第1 緊急通行車両の確認	54 (248)
第2 緊急輸送路の確保	54 (248)
第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設	56 (250)
第4 緊急輸送	56 (250)
第5 燃料の確保	57 (251)
第12節 給水、食料・生活必需品の供給	58 (252)
第1 飲料水の供給	58 (252)
第2 食料の供給	59 (253)
第3 生活必需品の供給	61 (255)
第4 救援物資の受入れ・管理	62 (256)
第13節 帰宅困難者の支援	63 (257)
第1 情報の提供	63 (257)
第2 帰宅活動への支援	63 (257)
第3 一時滞在施設の提供	63 (257)
第14節 遺体の取扱い	64 (258)
第1 行方不明者の捜索	64 (258)
第2 遺体の処理・収容	64 (258)
第3 遺体の埋火葬	65 (259)
第15節 環境衛生	67 (261)
第1 廃棄物処理計画	67 (261)
第2 防疫活動	68 (262)
第3 食品衛生対策	69 (263)
第4 公害対策	69 (263)
第5 動物対策	69 (263)
第16節 公共施設等の応急対策	71 (265)
第1 公共建築物	71 (265)
第2 ライフライン	71 (265)
第3 交通施設	76 (270)
第4 その他の施設	77 (271)
第17節 応急住宅対策	78 (272)
第1 住家の被災調査・罹災証明書等の発行	78 (272)
第2 被災住宅等の応急修理	79 (273)
第3 応急仮設住宅の建設等	80 (274)
第4 住宅関係障害物の除去	81 (275)
第5 宅地の危険度判定	81 (275)
第6 住宅の解体	81 (275)
第7 被災者住宅相談	82 (276)

第18節 文教対策・応急保育対策	83 (277)
第1 応急教育	83 (277)
第2 幼稚園・保育園等の措置	85 (279)
第3 文化財の応急措置	85 (279)
第4 社会教育施設等の措置	85 (279)
第19節 要配慮者等の安全確保対策	86 (280)
第1 在宅要配慮者の安全確保	86 (280)
第2 社会福祉施設入所者の安全確保	87 (281)
第3 外国人の安全確保	88 (282)
第20節 ボランティアの受入体制の確保	89 (283)
第1 ボランティアの要請・受入れ	89 (283)
第2 ボランティアの活動	89 (283)
第2章 雪害等災害応急対策計画	91 (285)
第1節 雪害対策	93 (287)
第1 災害情報の収集・伝達	93 (287)
第2 活動体制の確立	93 (287)
第3 応急措置	94 (288)
第2節 竜巻等突風対策	96 (290)
第1 災害情報の収集・伝達	96 (290)
第2 活動体制の確立	96 (290)
第3 応急措置	97 (291)
第3節 火山噴火対策	98 (292)
第1 火山情報の収集・伝達	98 (292)
第2 降灰対策	99 (293)
第3章 複合災害応急対策計画	101 (295)
第1節 基本方針	103 (297)
第1 計画の目的	103 (297)
第2 基本方針	103 (297)
第3 複合災害の想定	103 (297)
第2節 災害応急対策	104 (298)
第1 情報の収集・伝達	104 (298)
第2 避難	104 (298)
第3 災害発生後の対応	104 (298)

第1章 風水害応急対策計画

- 第1節 防災体制の確立
- 第2節 事前措置及び応急措置
- 第3節 災害情報の収集・伝達
- 第4節 災害広報・広聴活動
- 第5節 応援派遣
- 第6節 救急救助活動
- 第7節 応急医療救護活動
- 第8節 水防・土砂災害対策
- 第9節 避難
- 第10節 災害警備活動・交通規制
- 第11節 緊急輸送・燃料確保
- 第12節 給水、食料・生活必需品の供給
- 第13節 帰宅困難者の支援
- 第14節 遺体の取扱い
- 第15節 環境衛生
- 第16節 公共施設等の応急対策
- 第17節 応急住宅対策
- 第18節 文教対策・応急保育対策
- 第19節 要配慮者等の安全確保対策
- 第20節 ボランティアの受入体制の確保

第1節 防災体制の確立

〔方針・目標〕

- 気象情報や河川情報等に対応して活動体制を確保し、本部設置等を行う。

項目	担当
第1 応急活動体制	各班
第2 警戒体制	各班
第3 非常体制（災害対策本部）	各班
第4 関係機関の活動体制	本部班、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関
第5 突発災害への緊急対応体制	各班
第6 台風接近時のタイムライン	各班

第1 応急活動体制

1 体制の種別及び配備区分

災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備レベル（1～5段階）は次のとおりとする。

体制・レベル	配備基準	活動方針
警戒体制	(レベル1) 警戒 第1配備 ① 気象警報が発表され、（警戒レベル2）警戒第2配備の配備基準に該当しないとき ② その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	被害の可能性は低く、気象、河川等の状況を収集する
	(レベル2) 警戒 第2配備 気象警報が発表され、次のいずれかに該当するとき ① 新河岸川の朝霞水門における内水位が3.40m超 ② 都市建設部が、排水機場、朝霞水門に出動したとき ③ 荒川（治水橋）、新河岸川（宮戸橋）、黒目川（浜崎）の河川水位が氾濫注意水位を超えたとき ④ その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	雨量、気象、河川等の情報を収集し、状況に応じて配備を強化する
	(レベル3) 警戒 第3配備 気象警報が発表され、次のいずれかに該当するとき ① 高齢者等避難（警戒レベル3）の発令基準に達すると見込まれるとき ② 浸水被害、道路浸水等が発生したとき、又は発生が予想されるとき ③ その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	雨量、気象、河川等の状況を監視し、市内のパトロールや被害状況を収集し、状況に応じて配備を強化する
非常体制（災害対策本部）	(レベル4) 非常 第1配備 ① 市域に浸水等による被害が発生し、警戒体制では対処できないとき ② 避難指示（警戒レベル4）の発令基準に達すると見込まれるとき ③ 大規模な災害が発生したとき ④ その他状況により市長が必要と認めたとき	相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように組織及び機能のすべてをあげて活動する

体制・レベル	配備基準	活動方針
(レベル5) 非常 第2配備	① 大規模な災害が発生したとき ② 緊急安全確保（警戒レベル5）の発令基準に達すると見込まれるとき ③ 市の地域に相当規模以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき ④ 市の地域に災害救助法が適用される災害が発生したとき ⑤ その他状況により市長が必要と認めたとき	激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてをあげて活動する

(注) 避難情報（警戒レベル〇）の発令基準は、第9節・第1「■避難情報の種類と判断の目安」による。

2 体制の施行及び配備区分の決定

災害対策の活動に当たってとるべき体制の施行及び配備区分の決定は、次のとおりとする。

- ① 警戒体制の施行及び配備区分の決定は、危機管理監が決定する。
- ② 災害対策本部の設置並びに非常体制の施行及び配備区分は、市長が決定する。
- ③ 体制の解除については、①及び②の規定を準用する。

■体制の施行及び配備の決定

体制等	決定者	備考
警戒体制	危機管理監	
非常体制 (災害対策本部)	市長（本部長） ※代理の順位 ①副市長（副本部長） ②教育長（副本部長）	市長、副市長、教育長ともに不在の場合、災害対策本部員3名以上が参集し協議して決定できる。
体制解散	上記を準用	

第2 警戒体制

1 警戒体制の発令・動員

危機管理監は、配備基準により、警戒体制を指示する。各部長は警戒レベルに応じて職員を動員する。なお、水防法に基づく水防に関する警戒も、本配備に従う。

■警戒体制の配備職員

配備区分	配備職員
警戒第1配備	危機管理室、都市建設部、上下水道部の必要な職員
警戒第2配備	危機管理室及び市長公室、総務部、都市建設部、上下水道部の必要な職員
警戒第3配備	危機管理室、総務部、市長公室、都市建設部、市民環境部、福祉部、こども・健康部、学校教育部、生涯学習部、上下水道部の必要な職員

2 警戒体制の活動

警戒体制の活動は、概ね次のとおりである。

① 河川等の警戒・監視	② 気象情報、河川情報等の収集・伝達
③ 被害情報の収集・伝達	④ 所管施設の点検
⑤ 市民等への情報の伝達	⑥ 関係機関等との連絡調整

3 災害対策本部への移行

災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害対策本部を設置し、警戒体制から災害対策本部の配備基準に移行する。

第3 非常体制（災害対策本部）

- 【資料編】 2-3 朝霞市災害対策本部条例
6-4 災害対策本部室レイアウト

1 非常体制の発令・動員

市長は、災害が発生したときあるいはそのおそれがある場合に、必要があると認めたときは、災害対策本部を設置し、非常配備体制を発令する。

各部長は、非常体制のレベルに応じて、職員を動員する。

2 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、配備レベル4又は5の基準に達したとき、災害対策基本法第23条の2に基づき、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の設置場所

本部班は、本部長の指示により市役所別館5階大会議室または、その他庁舎内の適切な場所に災害対策本部を設置する。

本部長は、市庁舎が災害対策本部としての機能が不十分である場合は、公共施設の中から代替施設となるものを指定し、災害対策本部を設置する。

その際、設置場所は中央公民館・コミュニティセンター及び保健センターを第一候補とする。

なお、災害対策本部はその機能を維持するため、原則として避難者を受け入れない。

(3) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の状況により必要に応じて、被災地に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置し、現地災害対策本部長を指名する。また、必要な職員を派遣する。

(4) 防災関係機関連絡室の設置

本部班は、朝霞市防災会議と密接に連絡をとるとともに、ライフライン関係機関、自衛隊などの防災関係機関との連絡調整を図るために市役所別館5階または、その他庁舎内の適切な場所に防災関係機関連絡室を設置する。また、関係機関に連絡員の派遣を要請する。

■本部設置・解散の通知先

- | | |
|------------------------|---------|
| ① 県（災害対策課・南西部地域振興センター） | ② 朝霞警察署 |
| ③ 防災関係機関 | |

3 職務等

本部長、副本部長、本部員の職務は次のとおりとする。

職名	担当者	職務
本部長	市長	本部の事務を総括し、災害対策に従事する全ての職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	危機管理監、市長公室長、各部長、審議監、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、理事、消防団長、朝霞消防署長、その他市長が必要と認める者	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。本部長及び副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

各職員は、災害対策本部事務分掌による活動を行う。

4 本部会議

本部長は、必要に応じて副本部長、本部員を招集し、重要事項の決定、対策の総合調整等を審議する。本部長は議長を務めるものとする。

なお、担当する本部事務の本部員に事故があるときは、参集した他の本部員等をもって、その職務に充てる。

■本部会議の主な審議事項

- (1) 非常配備体制及び本部の解散に関する事。
- (2) 市各部の指揮総括及び調整に関する事。
- (3) 重要な災害情報の収集と伝達に関する事。
- (4) 避難指示等に関する事。
- (5) 警戒区域の設定に関する事。
- (6) 県、自衛隊、他市町村及び公共機関等に対する応援要請に関する事。
- (7) 災害救助法の適用に関する事。
- (8) 激甚災害の指定に関する事。
- (9) 国、県等への要望及び陳情等に関する事。

5 受援調整会議

危機管理監は、必要に応じて受援関係者を招集し、受援担当者は受援に関する調整会議を行う。詳細は、第5節・第1「受援体制の確立」による。

6 災害対策本部の解散

本部長は、災害の危険が解消したと認めたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。災害対策本部を解散したときは、設置時と同様の機関を行う。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。

■災害対策本部事務分掌

部	所掌班	担当課・室・所等	事務分掌
総括部	本部班	危機管理室 政策企画課	1 本部の設置、解散に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 国、県、防災関係機関の災害対策本部及び防災会議委員との連絡調整に関する事。 4 地震情報、気象情報及び警報等の伝達に関する事。 5 避難情報の発令に関する事。 6 予算編成が必要な災害関連物資に関する事。
		秘書課	7 本部長、副本部長の秘書に関する事。 8 視察者、見舞者等への対応に関する事。
財務・情報班	情報班	市政情報課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	(情報担当) 1 防災情報センター立ち上げに関する事。 2 被害状況、活動状況（災害救助法適用事務の帳簿のとりまとめを含む）の把握、整理及び整理した情報に対する関係機関等からの照会への回答に関する事。 3 被災者台帳に関する事。
		シティ・プロモーション課	4 広報紙、HP、SNS、メール配信、Lアラート、防災行政無線、広報車等に関する事。 5 報道発表等報道機関に関する事。
		デジタル推進課	(システム担当) 6 システムインフラの動作状況・被害状況確認、復旧 7 安否情報システムに関する事。
		議会事務局	(議会担当) 8 議会との連絡調整に関する事。
職員班	職員班	職員課 人権庶務課	(財務担当) 9 災害予算編成及び財源対策に関する事。 10 災害予算の執行管理及び経理に関する事。 11 見舞金、義援金の受入れに関する事。
		財政課 出納室	1 職員の安否確認に関する事。 2 職員の健康管理に関する事。 3 職員の食料等の供給に関する事。 4 応援職員の調整、受入れ、派遣に関する事。 5 受援体制の構築、運用に関する事。
管財班	管財班	財産管理課 契約検査課	1 市庁舎の点検、応急措置、機能の確保に関する事。 2 公用車の配車、運行に関する事。 3 車両、燃料（車両以外の災害対策用燃料を含む）の確保に関する事。 4 緊急通行車両に関する事。 5 市内公共施設の被害状況の把握、災害対策拠点の移設に関する事。 6 市有建築物に係る工事、修繕の設計及び施工監理に関する事。 7 応急仮設住宅の建設等に関する事。
		調査班	1 住家の被害調査に関する事。 2 罹災証明の発行に関する事。
		課税課 収納課	

風水害応急対策計画 第1節 防災体制の確立

部	所掌班	担当課・室・所等	事務分掌
市民環境部	市民班	地域づくり支援課 総合窓口課 内間木支所 朝霞台出張所 朝霞駅前出張所	(被災者担当) 1 自治会・町内会との連絡調整に関する事 2 避難所(市民センター)の設置、運営に関する事 3 避難所及び仮設住宅の自治運営支援等に関する事 4 帰宅困難者に関する事 5 遺体の収容及び埋火葬に関する事 6 災害相談窓口に関する事 7 生活再建支援に関する事
		産業振興課 農業委員会事務局	(物流担当) 8 食料、生活必需品の供給に関する事 9 救援物資の受入れに関する事 10 農作物等農業被害調査に関する事 11 商工業被害調査に関する事 12 罹災に伴う農家・中小企業者に対する復旧資金援助に関する事
	環境班	環境推進課 資源リサイクル課	1 災害廃棄物の収集、処理に関する事 2 防疫に関する事 3 し尿の収集、仮設トイレの設置に関する事 4 死亡獣畜の処理、ペット等動物対策に関する事 5 環境汚染等の監視、井戸水の検査に関する事
福祉部 子ども健康部	福祉班	福祉相談課 生活援護課 障害福祉課 こども未来課 保育課 保育園 長寿はつらつ課	1 要配慮者の把握、避難行動要支援者の避難支援に関する事 2 要配慮者への生活支援に関する事 3 避難所(保育園)の設置、運営に関する事 4 福祉避難所の設置、運営に関する事 5 ボランティアの対応等市社会福祉協議会との連絡調整に関する事 6 災害弔慰金、見舞金、援護資金等の支給及び関係機関への申請に関する事 7 災害救助法に係る対応措置に関する事 8 園児の安全確保・安否確認に関する事
		医療対策班	健康づくり課 保険年金課

部	所掌班	担当課・室・所等	事務分掌
都市建設部	建設活動班	まちづくり推進課 開発建築課 みどり公園課 道路整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の被害調査に関する事。 2 道路、河川、橋梁、崖地等の警戒、排水作業等応急作業及び復旧工事に関する事。 3 土木、建設業者への協力要請に関する事。 4 応急資機材等の調達に関する事。 5 建築物の応急危険度判定、宅地の危険度判定に関する事。 6 被災住宅の応急修理の実施に関する事。 7 住宅の解体等に関する事。 8 応急仮設住宅の確保、入居等に関する事。 9 緊急交通路の把握、緊急輸送道路の指定に関する事。 10 バス輸送に関する事。
上下水道部	上下水道班	上下水道総務課 水道施設課 下水道施設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設の被害調査に関する事。 2 上下水道施設の応急復旧に関する事。 3 上下水道業者等への協力要請に関する事。 4 給排水用資機材等の調達に関する事。 5 応急給水に関する事。
教育部	教育班	教育総務課 教育管理課 教育指導課 学校給食課 生涯学習・スポーツ課 文化財課 公民館（コミュニティセンター） 図書館	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の被害調査に関する事。 2 児童・生徒の安全確保、安否確認に関する事。 3 学校の休校措置等に関する事。 4 避難所（小・中学校、高校、大学、公民館）の開設、運営に関する事。 5 炊き出しに関する事。 6 文化財の被害調査及び応急措置に関する事。 7 ヘリポートの開設、運営に関する事。 8 施設の利用に関する支援に関する事。
各班共通			<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設及び関係施設の被害調査並びに所管施設の応急措置に関する事。 ※各班の所管施設は、第3節・第2・2「■被害調査の対象と担当」参照 2 担当窓口として指定された災害協定締結団体との連絡調整に関する事。 (資料編「4 災害協定・覚書一覧」参照)

第4 関係機関の活動体制

【資料編】1-6 防災関係機関一覧

1 防災関係機関等

防災関係機関等は、市域に災害が発生し、又は発生しようとしているとき、法令、防災業務計画及び県、本計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じるものとする。

2 職員の派遣要請

本部長は、情報の連絡及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、

防災関係機関等の長に対して、その所属職員を本部又は災害現地に派遣するよう要請する。

第5 突発災害への緊急対応体制

ゲリラ豪雨等の突発災害が発生した場合は、浸水、がけ崩れ、被害状況等の把握、水没箇所の救出、通行規制、排水作業、噴水箇所や崩壊箇所の応急措置等に必要な職員を速やかに配備するとともに、災害対策本部の設置を判断する。

また、ゲリラ豪雨等の突発災害は、大型台風より甚大な被害となる可能性がある一方、復旧等が比較的速やかに進められることから、迅速な対応が求められる。そのため、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、災害対策本部事務分掌に基づき、各班が必要な活動をする。

災害対策本部の解散後も、災害応急対策の継続が必要な場合は、災害対策本部の事務分掌に基づき必要な活動を継続する。

1 大雨情報の収集・伝達

危機管理室は、気象台から記録的短時間大雨情報の発表や「県内全域に最大〇〇mm以上の降雨予想」といった予測を受けた場合、速やかに関係各課及び関係機関に伝達するとともに、必要に応じて防災行政無線等で市民に伝達する。

2 浸水・被害状況等の収集・調査

危機管理室は、集中豪雨時浸水箇所現場連絡員（※）と連絡をとり、浸水危険箇所の浸水や被害状況を速やかに把握する。

関係各課は所管する施設や地区の浸水や被害等の状況等を収集し、危機管理室に伝達する。

また、集中豪雨は、浸水時間が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進められることから、課税課は、危機管理室と連携して把握した被害状況等から浸水範囲を推定し、調査すべき範囲を検討し、その検討に基づき住家の被害調査を速やかに実施する。

また、現地において被害が確認され、調査範囲が拡大した場合は危機管理室に確認の上、調査を実施する。

なお、災害対策本部の設置がないまたは、設置する時間的余裕がない場合かつ被害が広範囲に及ぶときは、各班から招集して編成した職員により、住家の被害調査の要否、消毒の希望の有無、各種支援制度の案内、その他の被害等を現地聴取する。

※集中豪雨時浸水箇所現場連絡員：集中豪雨時に浸水する危険性がある箇所ごとにあらかじめ配置した連絡員で、地域ごとの応急対策を迅速に行う役割を担う。

3 ボランティアの確保

福祉相談課及び市社会福祉協議会は、浸水家屋の片付やがれき処理等の支援を要する場合、災害ボランティアを募集し、支援を求める被災者へボランティアの派遣を行う。

第6 台風接近時のタイムライン

台風が接近し、大雨、洪水となって荒川、新河岸川及び黒目川の氾濫、崖崩れが発生するおそれがある場合、事前に気象情報や警報等が段階的に発表されることから、関係機関や市民が協調した防災行動を実施することが有効である。このタイプの災害に対してはあらかじめ設定したタイムラインを活用し、市や防災関係機関及び市民等が同じ時間軸で協調した防災行動を実施することとする。

第2節 事前措置及び応急措置

〔方針・目標〕

- 発災後3時間以内に被害の概要を把握し、県に災害救助法の適用を申請する。

項目	担当
第1 市長の事前措置及び応急措置	本部班、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団
第2 災害救助法の適用	各班

第1 市長の事前措置及び応急措置

1 事前措置及び避難

(1) 出動命令等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより消防局、消防団に出動の準備を要請し又は出動を求め、又は警察官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する。(根拠法：災害対策基本法第58条)

(2) 事前措置等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大するおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要最小限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。(根拠法：災害対策基本法第59条)

(3) 避難の指示等

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことによりかえって危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要するときは、緊急安全確保措置を指示する。(根拠法：災害対策基本法第60条)

2 応急措置

市長、消防局、消防団は、次の法令により、応急措置を行う。

■ 応急措置

応急措置 協力の指 示	消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な措置（災害対策基本法第62条）
	市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令により応急措置の責任を有する者への協力の指示（災害対策基本法第62条）
物件の使 用、処分等	応急措置のため、緊急の場合の次の措置 ・ 土地、建物等の一時使用、土砂、竹木等の一時使用、収用（災害対策基本法第64条第1項） ・ 工作物等の除去、保管（災害対策基本法第64条第2項）
	水防上、緊急の必要がある場所での、土地の一時使用、土砂、竹木等の一時使用、収用、障害物等の処分（水防法第28条）
	消火、延焼の防止又は人命救助のために必要な場合、消防局、消防団による土地、

	建物等の使用、処分又は使用制限（消防法第29条第1～3項）
応急対策の指示	応急措置のため、緊急の場合の、住民や現場にいる応急措置を行うべき者への応急措置の指示（災害対策基本法第65条）
	水防のためやむを得ない場合、住民、現場にいる者への水防活動への従事の指示（水防法第24条）
	消防団員による火災現場付近にいる者への消防活動への従事の指示（消防法第29条第5項）
警戒区域の設定	人命又は身体への危険を防止するための警戒区域の設定（災害対策基本法第63条）
	水防上、緊急の場所での、消防団による警戒区域の設定（水防法第21条）
	火災現場における、消防団員による消防警戒区域の設定（消防法第28条）

3 損害補償

市長は、応急措置の実施に伴う前記指示により通常生じた損失に対しては、補償を行う。また、応急措置の業務に従事又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、法令の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（根拠法：災害対策基本法第82条及び第84条）

第2 災害救助法の適用

【資料編】 3-1 被害の判定基準

3-2 災害救助法による救助の種類、方法、期間等

1 災害救助法の適用要請

本部班は、災害が発生し災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みの場合は、遅滞なく被害状況を知事に報告し、災害救助法適用を要請する。また、財務・情報班は、防災情報センター（第3節の第2の1の「(1) 情報管理体制」参照）の情報から、災害救助法の適用基準に関わる情報を速やかに整理する。

2 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4の規定による。

市における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

- | |
|--|
| <p>(1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、100世帯以上に達した場合</p> <p>(2) 県内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が50世帯以上に達する場合</p> <p>(3) 県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情（※1）がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合</p> <p>(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（※2）に該当するとき</p> |
|--|

※1) 第1項の3に係る特別の事情

- ①災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2) 第1項の4に係る基準

- ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ②災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害に係った者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、本市域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときである。

3 滅失世帯の算定

災害救助法の適用基準の(1)と(2)の指標となる滅失世帯数は、調査班の被害家屋調査結果(第17節の第1の「1 住家の被災調査」参照)により算定する。

(1) 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定方法

全壊(全焼・流失)住家	1世帯
半壊(半焼)住家	1/2世帯
床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	1/3世帯

4 災害救助法の適用

災害救助法による事務は、知事が行い(法定受託事務)、市長がこれを補助する。知事は、市が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

なお、災害救助の程度、方法及び期間については、特別な基準の適用を申請できる。申請は、知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う。(内閣府「災害救助法事務取扱要領」)

また、災害救助法の適用対象事務は、災害救助法適用の有無に関わらず、各事務の担当班(災害対策本部事務分掌による)が、災害救助法の様式で実施状況を記録し、財務・情報班に提出する。財務・情報班はこれらを整理し、本部班が県に報告する。

災害救助法の適用後の救助業務の実施項目は、次のとおりとする。

■災害救助法の適用対象事務

適用対象事務	実施期間	緊急を要する場合の市実施項目
避難所の設置	7日以内	○
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	○
飲料水の供給	7日以内	○
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	○
医療	14日以内	○ 医療班派遣(県及び日赤支部)

助産	分娩の日から7日以内	○ 医療班派遣（県及び日赤支部）
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具等 15日以内	○
災害にかかった者の救助	3日以内	○
埋葬	10日以内	○
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者・設置箇所の選定○、設置は県 （ただし、委任されたときは○）
災害にかかった住宅の応急修理	1か月以内	○
遺体の捜索	10日以内	○
遺体の処理	10日以内	○
障害物の除去	10日以内	○

※災害が発生するおそれがある場合は、避難所の設置のみの適用となる。

※期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、知事が内閣総理大臣と協議してその同意を得た場合、実施期間を延長することができる。

第3節 災害情報の収集・伝達

〔方針・目標〕

- 情報を一元的に管理するため、災害対策本部内に「防災情報センター」を設置し、情報の収集・管理・提供を行う体制をとる。
- 集中豪雨の場合は、発災直後から速やかに、配備職員及び集中豪雨時浸水箇所現場連絡員が情報収集を行い、その後、災害対策本部設置の有無に関わらず、財務・情報班に引き継ぎ、災害後も情報の一元管理を行う。
- 罹災証明の発行開始とともに被災者台帳の運用を開始し、被災状況に応じて被災者が受けられる支援措置の漏れや重複を防止する。

項目	担当
第1 警報等の伝達	本部班
第2 被害情報の収集	本部班、財務・情報班、各班
第3 災害通信体制の確保	本部班、管財班
第4 安否情報の収集、管理	財務・情報班、各班
第5 被災者台帳の作成	財務・情報班、調査班、市民班、各班

第1 警報等の伝達

【資料編】 3-6 警報・注意報の発表地域区分

1 気象情報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。

本部班は気象情報を監視し、警報等が発表されたときは、関係者等にその旨を伝達する。また、特別警報が発表された場合は、防災行政無線等でその旨を速やかに市民等に伝達する。

■気象警報・注意報の発表基準（熊谷地方気象台：風水害関係）

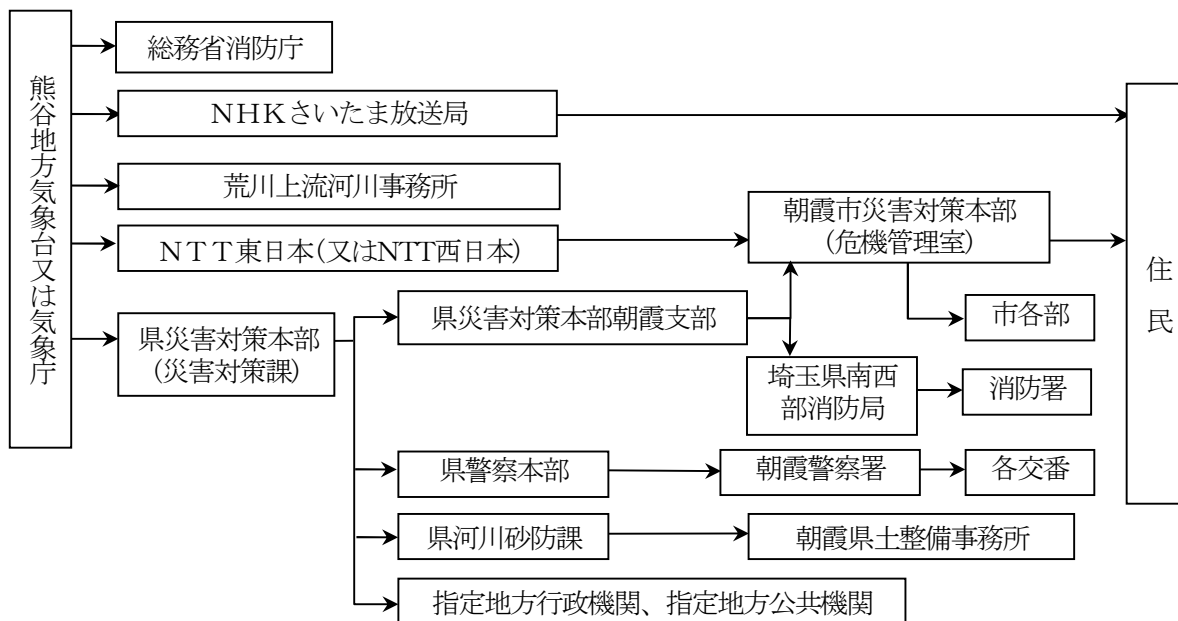
種類	発表基準	
注意報	強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合
	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 表面雨量指数基準：10 土壌雨量指数基準：81
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 流域雨量指数基準：越戸川流域=4.2、黒目川流域=12.8 複合基準：新河岸川流域=（12，20） 指定河川洪水予報による基準：新河岸川〔宮戸橋〕 荒川〔治水橋・岩淵水門（上）〕
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 12時間の降雪の深さが5cm以上と予想される場合

種 類		発 表 基 準	
警 報	暴風警報	平均風速が20m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合	
		浸水害	表面雨量指数基準：15
		土砂災害	土壌雨量指数基準：118
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 流域雨量指数基準：越戸川流域=5.3、黒目川流域=16.1 複合基準：越戸川流域=(5, 4.2)、黒目川流域=(8, 12.4), 新河岸川流域=(7, 18) 指定河川洪水予報による基準：新河岸川 [宮戸橋]、荒川 [治水橋]	
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 12時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量で100mmを超す降水が観測された場合		
竜巻注意情報	竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況となった場合		

(注) 複合基準は、表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値

■特別警報の発表基準

種 類	発 表 基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。 ※朝霞市において、50年に一度程度発生すると推定される特別警報の目安となる数値は次のとおり。 ① 3時間雨量が129mm ② 48時間雨量が354mm ③ 土壌雨量指数が228
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。



■気象警報等の伝達系統（朝霞市域の関係機関等に限る）

2 洪水予報等

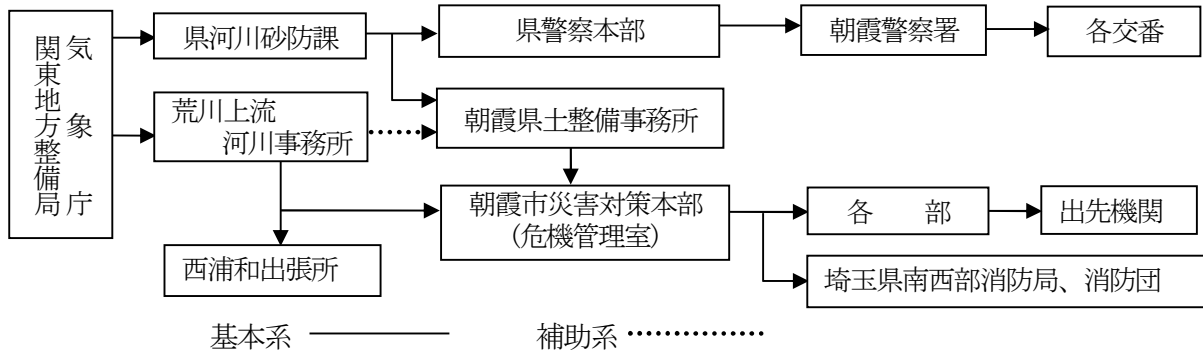
(1) 洪水予報、避難判断水位到達情報

国土交通省と気象庁が共同で荒川の洪水予報を発表した場合、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で新河岸川の洪水予報を発表した場合、又は埼玉県が黒目川の避難判断水位到達情報を発表した場合、本部班は関係者にその旨を伝達する。

なお、水防法第15条による浸水想定区域内の住民等への伝達方法は、第9節・第1の「1 避難の指示等」による。

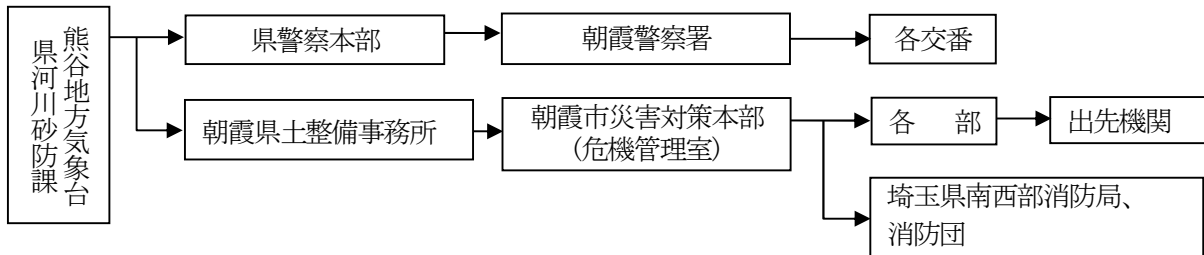
■洪水予報の種類

危険度レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位等の名称 (解説)	市・住民に求める行動等
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位 水防関係機関が水防活動の準備を始める目安となる水位	・水防関係機関待機
レベル2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位 水防関係機関が出動して水防活動を行う目安となる水位	・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防関係機関の出動
レベル3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位 避難判断の参考となる水位	・市は高齢者等避難の発令を判断
レベル4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位（特別警戒水位） 河川の水が溢れるおそれのある水位	・市は避難指示の発令を判断 ・住民の避難完了
レベル5	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫発生	・市は緊急安全確保の発令を判断 ・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民は命を守る行動をとる ・住民の避難誘導 (新たに氾濫が及ぶ区域)



基本系 ————— 補助系 ……………

■荒川の伝達系統



■新河岸川、黒目川の伝達系統
(熊谷地方気象台は新河岸川に限る)

(2) 水防警報

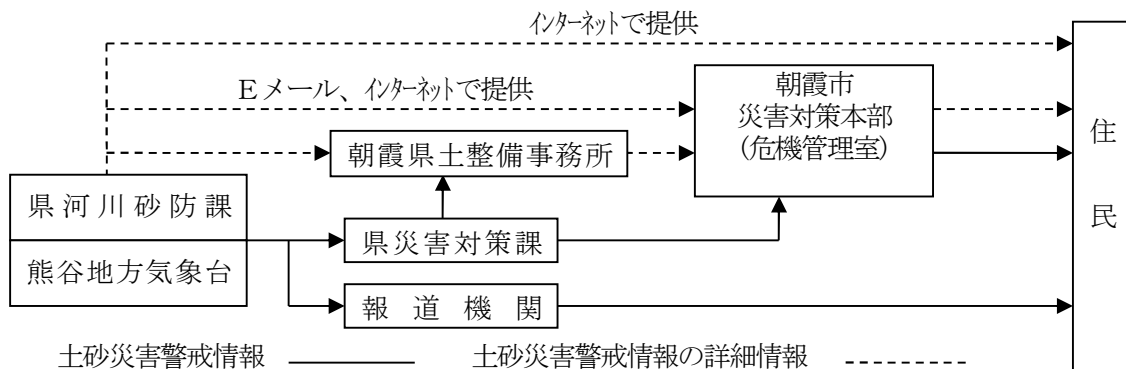
国土交通省関東地方整備局又は知事から水防警報が水防管理者（市長）に通知された場合、水防管理者（市長）は、水防関係者に待機又は出動等の措置を指示し、本部班はこれを伝達する。
なお、伝達警報系統は、洪水予報、避難判断水位到達情報に準ずる。

3 土砂災害警戒情報

県と熊谷地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表した場合、本部班は関係者にその旨を伝達する。

なお、土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に気象庁の作成する降雨予測に基づいて設定された監視基準に達した場合に、市町村単位で発表される。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条による土砂災害警戒区域内の住民等への伝達方法は、第9節・第1の「1 避難の指示等」による。



■土砂災害警戒情報の伝達系統

第2 被害情報の収集

- 【資料編】 3-1 被害の判定基準
 3-4 火災・災害等即報要領
 9-1 県報告様式
 9-2 火災・災害等即報要領報告様式

1 被害情報の収集

(1) 情報管理体制

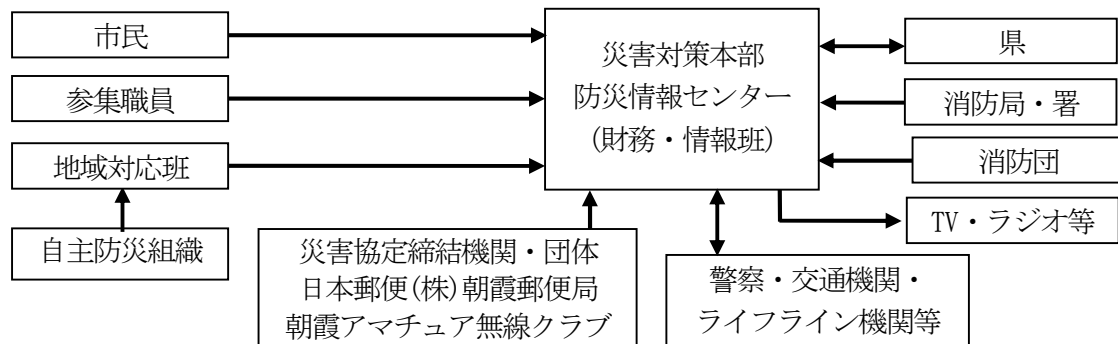
財務・情報班は、災害対策本部に防災情報センターを設置し、災害時に収集・伝達される情報を一元的に管理する。

■収集する被害情報

<p>警戒活動期 (洪水等が終息するまでの期間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①気象情報 <ul style="list-style-type: none"> ・気象警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報 ②消防情報 <ul style="list-style-type: none"> ・救急・救助活動情報 ③人的被害情報（人命救助・捜索情報） <ul style="list-style-type: none"> ・死者、負傷者、行方不明者に係る情報 ・避難の必要の有無及び避難の状況 ・人命救助・捜索に係る情報 ④物的損害情報 <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の被害状況 ・道路、橋梁等の被害状況及び交通の状況 ・洪水及び河川管理施設の被害状況 ・崖崩れ及び崖崩れのおそれの有無 ・電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの被害状況 ・交通機関・道路の不通、ライフラインの障害 ⑤避難所情報 <ul style="list-style-type: none"> ・避難状況 ・避難所の開設状況 ⑥応急医療・救護情報 <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の開設など応急医療体制に関する情報 ・医療機関情報
<p>応急活動期 (洪水等が終息した後)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①気象情報 <ul style="list-style-type: none"> ・二次災害につながるおそれのある気象情報 ②消防情報 <ul style="list-style-type: none"> ・救急・救助活動情報 ③人的被害情報（人命救助・捜索情報） <ul style="list-style-type: none"> ・死者、負傷者、行方不明者に係る情報 ・避難の必要の有無及び避難の状況 ・人命救助・捜索に係る情報 ④物的損害情報 <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の被害状況 ・道路、橋梁等の被害状況及び交通の状況 ・洪水及び河川管理施設の被害状況 ・崖崩れ及び崖崩れのおそれの有無 ・電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの被害状況 ・交通機関・道路の不通・復旧見込み、ライフラインの障害・復旧見込み、その他の生活安定に関する情報 ⑤避難所情報 <ul style="list-style-type: none"> ・避難者数・給食数 ・避難所の運営状況 ⑥応急医療・救護情報 <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の開設など応急医療体制に関する情報 ・医療機関情報

(2) 被害情報の収集方法

被害情報は、市民からの通報、参集職員等による報告、自主防災組織・消防団の報告等による。



■被害情報の収集伝達経路

2 被害調査

(1) 被害の調査

各担当班は、「3 被害の報告」を目的とし、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行うとともに、市民への対応を行う。各担当班及び調査対象は、次のとおりである。

なお、被害の判定は、「資料編3-1 被害の判定基準」による。

■被害調査の対象と担当

調査担当班	調査対象
調査班	住家被害*
建設活動班	道路、橋梁、河川、その他の公共土木施設、交通機関の被害
福祉班	社会福祉施設被害
医療対策班	病院被害、人的被害
市民班	非住家被害*、農作物、農業施設、商業及び工業の被害
環境班	廃棄物処理施設被害
上下水道班	上下水道施設被害
教育班	学校教育施設、社会教育施設及び文化財の被害
管財班	公共施設の被害
財務・情報班	ライフライン関係機関がとりまとめた被害情報

上記以外の被害については、災害対策本部の指示により調査する。

※調査班及び市民班が行う罹災証明書の発行、り災届出証明書の発行のための調査は「第17 節応急住宅対策 第1住家の被害調査・罹災証明書等の発行」参照

(2) 被害のとりまとめ

財務・情報班は、各担当班の調査結果をとりまとめ、本部班に報告し、災害対策本部で共有する。

3 被害の報告

本部班は、財務・情報班から報告された調査結果について、次により県に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

(1) 報告すべき災害

- ① 災害救助法の適用基準に合致する場合
- ② 市が災害対策本部を設置した場合

- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本市における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じている場合
- ④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要する場合
- ⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に進展するおそれがある場合
- ⑥ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる場合

(2) 報告の種別

① 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

ア 発生速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災無線FAX等で報告する。

イ 経過速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災無線FAX等で報告する。

② 確定報告

様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

(3) 報告先

① 被害速報及び確定報告

被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。
 なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

② 直接報告

県に報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。
 また、同時多発火災、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を電話により消防庁又は県に報告する。

■連絡先

県危機管理防災センター	勤務時間内 災害対策課 災害対策担当	①NTT 回線 TEL : 048-830-8181 (直通) FAX : 048-830-8159 ②県(地上系)防災行政無線を利用する通信方法 TEL : 6-8181 FAX : 6-8159 ※TEL : 68-6-8181 ③県衛星通信ネットワークを利用する通信方法 ※TEL : 69-200-6-8181 FAX : 69-200-6-8159
	勤務時間外 危機管理防災部当直 (宿直室)	①NTT 回線 TEL : 048-830-8111 (直通) FAX : 048-830-8119 ②県(地上系)防災行政無線を利用する通信方法 TEL : 6-8111

		FAX : 6-8119 ※TEL : 68-6-8111 ③県衛星通信ネットワークを利用する通信方法 ※TEL : 69-200-6-8111 FAX : 69-200-6-8119
消防庁	平日 (9 : 30~18 : 30) 応急対策室 応急対策係	①NTT 回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 ②地域衛星通信ネットワークを利用する通信方法 TEL 69-048-500-90-49013 FAX 69-048-500-90-49033
	休日・夜間（上記以外） 宿直室	①NTT 回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 ②地域衛星通信ネットワークを利用する通信方法 TEL 69-048-500-90-49102 FAX 69-048-500-90-49036

※庁内の電話機から発信する場合、電話番号の前に「0」をダイヤルしなくてよい。

(4) 県派遣連絡員との連携

被害が相当規模に及ぶ場合は、県から派遣される市町村情報連絡員等の協力を得て県災害対策本部への報告を行う。

また、同連絡員又は県災害オペレーション支援システムにより県からフィードバックされる災害情報を確認し、災害対策に活用する。

第3 災害通信体制の確保

1 災害対策本部の通信施設

災害時には、次の通信施設を活用する。

本部班は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。また、無線機の貸し出し等の管理を行う。

管財班は、市庁舎の停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、機器の修理等の措置をとる。

■通信施設

主な通信手段	主な通信区間
一般加入電話・FAX	災害対策本部・防災関係機関との連絡
災害時優先電話	
地域衛星通信ネットワーク (財)自治体衛星通信機構	災害対策本部～全国自治体・防災関係機関等
県防災行政無線等	災害対策本部～県・近隣市・防災関係機関
市防災行政無線（固定系）	災害対策本部→市内各所
市防災行政無線（移動系）	災害対策本部～地域防災拠点
メール	災害対策本部～市民・職員

2 その他の通信施設の利用

(1) 専用通信施設の利用

市は、災害対策基本法第57条の規定に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設を利用することができる。

■専用通信施設等設置機関

① 警察	② 消防局	③ 消防団
④ 東日本旅客鉄道株式会社	⑤ 東武鉄道株式会社	
⑥ 東京電力パワーグリッド株式会社	⑦ 自衛隊	

(2) 非常通信の利用

市は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。

第4 安否情報の収集、管理

被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、被災者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

1 安否情報の収集、管理

財務・情報班は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難所収容者名簿、医療救護診療記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果等）を必要最小限度で内部利用し、また、必要に応じて県、警察等に被災者の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

また、行方不明者・安否不明者（災害が原因で所在不明となった者）の救出・救助活動を迅速に行うため、所在情報を入手する必要がある、生命の保護のため緊急かつやむを得ないときは、県が当該行方不明者・安否不明者の氏名・市町村名を公表することとしており、市（財務・情報班）はこれに協力する。

2 安否照会の受付

財務・情報班は、災害相談窓口で安否照会を受け付け、照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住民基本台帳カード及びマイナンバーカードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

■安否照会者の確認事項

- | |
|---------------------------|
| ① 照会者の氏名、住所 |
| ② 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 |
| ③ 照会をする理由 |

3 安否照会の回答

財務・情報班は、災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

■照会者の区分と提供可能情報

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

第5 被災者台帳の作成

財務・情報班は、被害が甚大な場合等で市長が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災者に関する次の情報を管理する。

また、被害が軽度等で被災者台帳の作成を要しない場合は、報告又は把握した情報を管理する。

- ① 氏名（住民基本台帳）
- ② 生年月日（住民基本台帳）
- ③ 性別（住民基本台帳）
- ④ 住所又は居所（住民基本台帳、安否情報システム）
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況
- ⑥ 援護の実施の状況（支援金等の支給、租税・公共料金の減免等）
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由（避難行動要支援者名簿等）
- ⑧ 個人番号※（住民基本台帳）
- ⑨ 電話番号その他の連絡先（安否情報システム等）
- ⑩ 世帯の構成（住民基本台帳）
- ⑪ 罹災証明書の交付状況（罹災証明書発行記録）
- ⑫ 台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）
- ⑬ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）
- ⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

※個人番号とはマイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による）を指す。

1 被災者台帳の作成

財務・情報班及び被災者への各種援護措置を実施する班は、被災者ごとの被害状況や援護の実施状況等の情報を被災者台帳に整理し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れや重複などの問題がないか確認する。

なお、災害救助法による救助が行われたときは、災害救助法第30条の規定により、必要に応じて県に対して被災者に関する情報提供を要請する。

2 被災者台帳の利用、提供

調査班は、被災者への罹災証明書交付の際に、市民班は災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）などが図られることを説明する。

市民班は、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。

3 被災者台帳の作成を要しない場合の情報管理

財務・情報班は、被災者台帳の作成を要しない災害において、被災者台帳で管理すべき項目について各班から報告され、又は把握した情報を管理する。

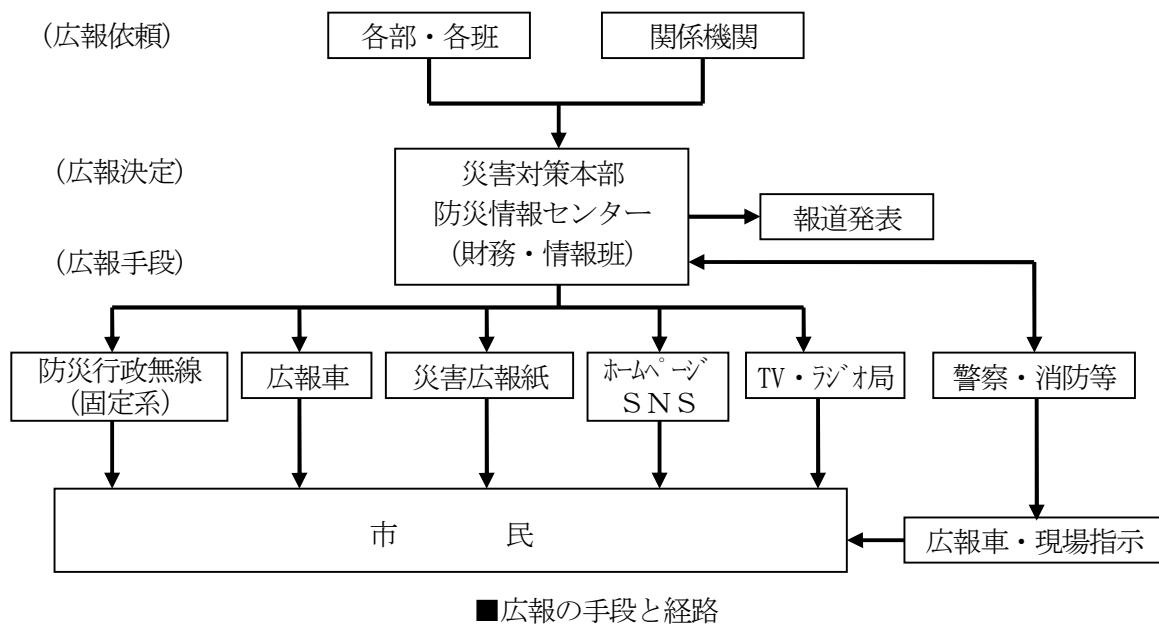
第4節 災害広報・広聴活動

〔方針・目標〕

- 速やかに、防災情報センター内に、防災無線、広報車等により市民に情報を伝達する体制を構築する。
- 災害広報紙を速やかに発行するとともに、テレビ、ラジオ、ホームページ等により市民に情報を提供する。
- 手話通訳、外国語通訳ボランティア等の確保により、可能な限り要配慮者に配慮した広報体制をとる。
- 行方不明者の問い合わせ等に速やかに対応し、その後被災者の医療、福祉、罹災証明、生活支援等の申込みや相談に対応するよう相談窓口を設置する。

項 目	担 当
第1 災害広報活動	財務・情報班、市民班、埼玉県南西部消防局
第2 広聴活動	市民班

第1 災害広報活動



1 災害時の広報

(1) 警戒活動期の広報活動

財務・情報班は、防災行政無線（固定系）にて警報、避難等の広報を行う。さらに、必要により広報車等により広報を行う。

消防局は、広報車及び現場による指示にて避難等の広報を行う。

(2) 応急活動期の広報活動

財務・情報班は、広報を防災行政無線、広報車、災害広報紙、ホームページ・SNS、テレビ・ラジオ等にて行う。また、報道機関への要請を行う。

2 避難所での広報

財務・情報班は、市民班と協力して、次の方法で避難所での広報を行う。

広報にあたっては、避難所運営組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障害のある人、高齢者等、情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

■避難所での広報

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 災害広報紙の配布 | ② 避難所広報板の設置 |
| ③ 避難所運営組織による口頭伝達 | |

3 要配慮者への広報

財務・情報班は、外国人に対しては、通訳ボランティア等を活用する。また、視覚や聴覚に障害のある人に対しては、ラジオ、テレビの文字放送、FAXなどを可能な限り活用し要配慮者にも配慮する。

4 報道機関への発表

(1) 記者発表

財務・情報班は、記者発表を行い、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、情報及び必要な資料を提供して市民への広報や物資等の支援を要請する。

(2) 取材活動への要請

財務・情報班は、関係者以外の災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとる。また、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように要請する。

第2 広聴活動

1 相談窓口の設置

市民班は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談に対応するため、市役所に災害相談窓口を設置する。また、関係各班は、災害相談窓口相談員を配置する。

■相談窓口

第1次 臨時相談窓口	発災後24時間 以内に設置	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の問い合わせ ・安否確認 等
第2次 総合相談窓口	5日目から設 置	<ul style="list-style-type: none"> ・生活再建支援 ・住宅関係（応急修理、仮設住宅、障害物等） ・福祉関係（被災高齢者等生活支援、災害援護資金等） ・商工融資 ・罹災証明 等

2 被災者相談

(1) 相談事項

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。なお、市単独では対応できない事項については、県が災害時に設置する災害情報相談センター（災害相談連絡会議）等との連携を図る。

■相談窓口の内容

① 総合案内	② 被災者生活再建支援制度
③ 各種減免申請	④ 応急修理（救助法）
⑤ 障害物除去（救助法）	⑥ 被災高齢者等生活支援事業
⑦ 災害援護資金貸付	⑧ 母子寡婦福祉資金貸付
⑨ 商工融資制度	⑩ 住宅復興補助制度
⑪ 倒壊家屋解体処理・支援事業	⑫ 罹災証明、再審査請求、届出証明
⑬ その他の相談事項	

(2) 広聴活動

市民班は、災害相談窓口での相談活動を通じて、被災者の要望等の収集を行い、関係各班に伝達する。

また、必要に応じて被災者の苦情等の把握・分析を行う。

第5節 応援派遣・受援

〔方針・目標〕

- 多数の要避難者を確認し次第、直ちに県、自衛隊に連絡する。
- 大規模な災害の場合は、市だけでは対応できないため、協定に基づく応援を協定締結団体に要請する。

項目	担当
第1 受援体制の確立	本部班、職員班、各班
第2 自衛隊災害派遣要請	本部班、教育班
第3 地方公共団体等への応援要請	本部班、各班

第1 受援体制の確立

【資料編】3 災害協定・覚書一覧

1 情報連絡員の派遣要請

本部長は、情報連絡や災害対策の調整を図るため、必要があると認めるときは、防災関係機関等の長に対して、情報連絡員となる職員を本部又は災害現地に派遣するよう要請する。

2 受援体制の確立

(1) 各部各班の措置

初動期の72時間は受援が期待できないため、各班内で人材の過不足を調整する。なお、班を超える人材配置の調整は、職員班が行う。

また、個別の対策の災害協定や応援制度の運用は、連絡窓口となる班（資料編「4 災害協定・覚書一覧」参照）が関係団体へ直接要請し、受援の迅速化を図る。

(2) 総括部職員班の措置

職員班は、各班の応援ニーズや受援状況を全体的に集約し、県や他市町村への総合的な応援の要請を検討する。なお、県、他市町村への要請連絡は、本部班を通じて行う。

職員班は、本部班の調整のもと応援を受け入れるために、次の体制を確保する。

■受入体制

食料、飲料水	原則、自前で確保を要請する。 朝霞市職員と同様の方法で食料、物資等の手配
受入予定施設	中央公民館、図書館、博物館、災害協定を締結している宿泊施設
現場への案内	応援を受ける担当班

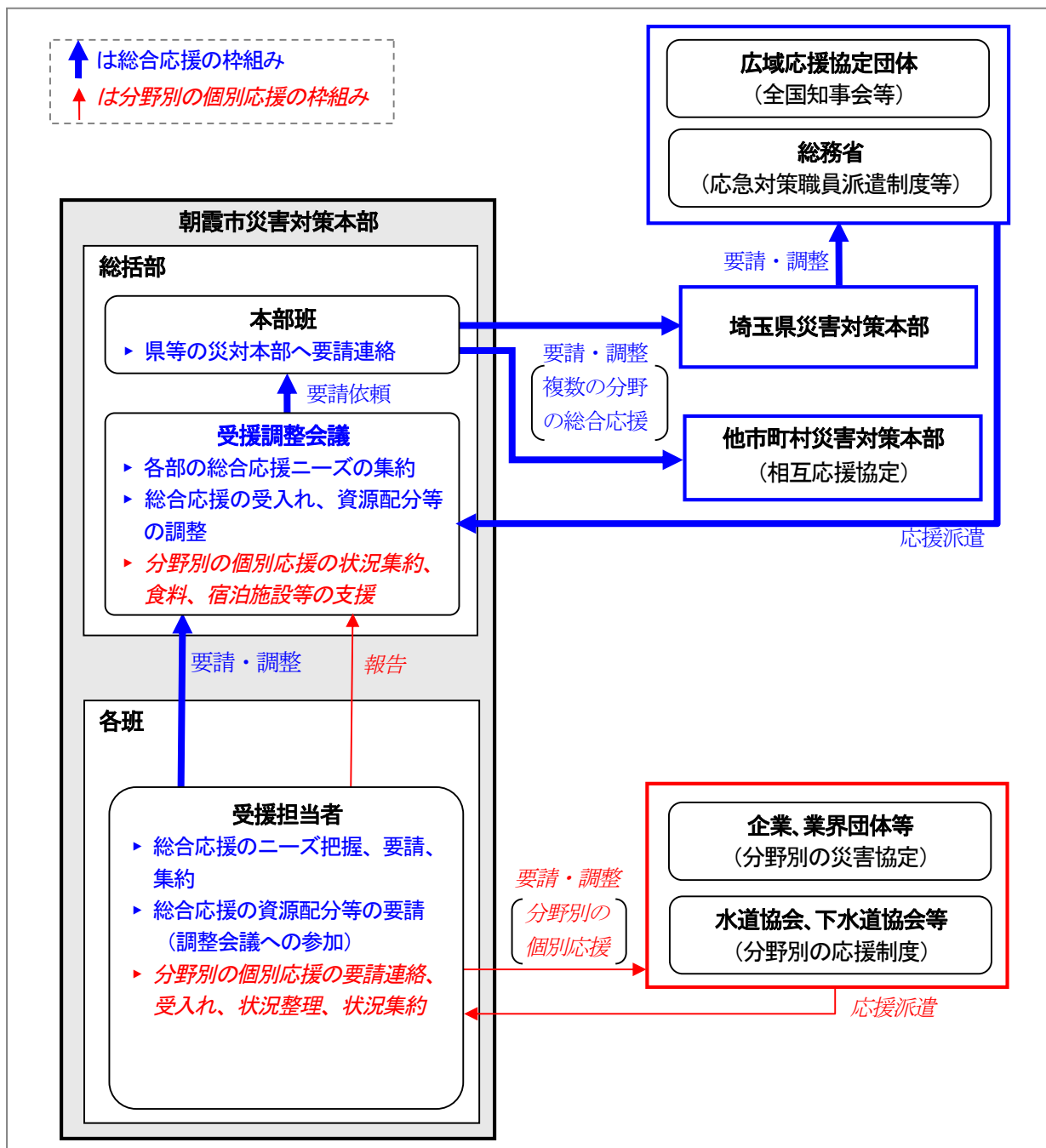
3 調整会議の実施

危機管理監は、必要に応じて受援関係者を招集し、受援担当者は受援に関する調整会議を行う。

■受援調整会議の構成等

構 成	総括部の本部員、受援統括担当 ^{※1} 、各部の受援担当者 ^{※2}
事 務 局	職員班、本部班 (オブザーバー)
審 議 事 項	① 受援に関する方針の決定 ② 受援体制の総合調整 ③ その他受援に関する重要事項の決定
備 考	※1 受援統括担当は、危機管理監が指名する総括部の職員で、受援に関する庁内全体の情報集約、総合調整等を行う。 ※2 受援担当者は、各班長が指名する班内の職員で、班内の受援に関する情報収集・整理、職員班と各班との受援に関する連絡調整等を行う。

■要請・受入れフロー



第2 自衛隊災害派遣要請

- 【資料編】 9-3 自衛隊災害派遣要請依頼書
9-4 自衛隊災害派遣撤収依頼書

1 災害派遣要請

(1) 要請依頼の手続き

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

■自衛隊派遣要請の3つの要件

① 緊急性の原則	差し迫った必要性があること。
② 公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
③ 非代替性の原則	自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に対して次の事項を明らかにした文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で直接依頼し、後日文書を送付する。

また、緊急避難、人命救助が急迫し、知事に依頼するいとまがないと認められるとき、若しくは通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の部隊の長に通報し、事後、所定の手続きを行う。

本部班は、これらの災害派遣要請依頼の手続きを行う。

■災害派遣要請の手続及び連絡先

県危機管理防災センター 勤務時間内 危機管理課 危機管理担当	①NTT 回線 TEL : 048-830-8131 (直通) FAX : 048-830-8129 ②県(地上系) 防災行政無線を利用する通信方法 TEL : 6-8131 FAX : 6-8129 ※TEL : 68-6-8131 ③県衛星通信ネットワークを利用する通信方法 ※TEL : 69-200-6-8131 FAX : 69-200-6-8129
勤務時間外 危機管理防災部当直 (宿直室)	①NTT 回線 TEL : 048-830-8111 (直通) FAX : 048-830-8119 ②県(地上系) 防災行政無線を利用する通信方法 TEL : 6-8111 FAX : 6-8119 ※TEL : 68-6-8111 ③県衛星通信ネットワークを利用する通信方法 ※TEL : 69-200-6-8111 FAX : 69-200-6-8119

連絡方法	文書（緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	① 災害の状況及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他、参考となるべき事項

※庁内の電話機から発信する場合、電話番号の前に「0」をダイヤルしなくてよい。

■最寄りの自衛隊連絡先

部隊名 (駐屯地等)	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長	部隊当直司令 (連隊夜間当直)	048-663-4241～5 時間内 内線：436～439 時間外 内線：402

(2) 自衛隊の派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の支援活動

① 被害状況の把握	② 避難の援助
③ 遭難者の捜索救助	④ 水防活動
⑤ 消防活動	⑥ 道路又は水路の啓開
⑦ 応急医療、救護及び防疫	⑧ 人員及び物資の緊急輸送
⑨ 給食、給水及び入浴支援	⑩ 物資の無償貸付又は譲与
⑪ 危険物の保安及び除去	⑫ その他

2 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条に基づき、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

① 関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
② 知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
③ 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること
④ その他上記に順じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること

3 派遣部隊の受入れ

(1) 自衛隊の受入れ

本部班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各班は、資機材や自衛隊部隊を作業現地に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、連絡員を派遣して各班相互の連絡にあたるものとする。

なお、作業計画作成にあたっては、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

■自衛隊の受入体制

項目	内容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業の優先順位 ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な資機材の確保に努める。
連絡窓口	① 本部班は連絡員を指名し派遣する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
本部事務室	朝霞市役所内（大会議室）
宿舎	災害協定を締結している宿泊施設
集結地	朝霞中央公園
現場への案内	各担当班が応援現場へ案内する。

(2) ヘリコプターの受入れ

臨時ヘリポートは朝霞中央公園陸上競技場とする。教育班は、臨時ヘリポート予定地にヘリポートを開設する。

自衛隊との協議により他に設置する場合、本部班は土地の所有者又は管理者と調整する。

(3) 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した費用は、原則として市が負担する。その他必要経費については、自衛隊と協議して決定する。

■負担経費

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費 ② 宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料 ③ 宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等 ④ 救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償 |
|---|

4 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

第3 地方公共団体等への応援要請

1 応援要請

(1) 県等への要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、以下のとおり知事又は指定地方行政機関等に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。

■県への応援要請手続上必要な事項

要請の内容	事項	根拠法令
県への応援の要請 又は応急措置の実施の要請	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項	災害対策基本法第68条
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又はあっせんを求める場合	① 派遣要請又は派遣のあっせんを求める理由 ② 派遣要請又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	派遣：災害対策基本法第29条 あっせん：災害対策基本法第30条 地方自治法第252条の17
消防庁長官への消防の応援の要請	① 災害の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由 ② 派遣を必要とする期間（予定） ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員 ④ 市への進入経路及び集結場所（待機場所） ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み	消防組織法第44条

(2) 協定締結市町村への要請

本部班は、他市町村への要請が必要な場合、災害対策基本法第67条により、市町村長に対して応援の要請を行う。

(3) 協定締結機関・団体への要請

各担当班は、応援協定等に基づき、関係する機関、団体等に応援を要請する。

(4) 応急対策職員派遣制度の活用

本部班は、応急対策職員派遣制度により他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム^{*}の派遣を要請する。

^{*}災害マネジメント総括支援員（災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者）と災害マネジメント支援員（避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者）など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。

(5) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として市の負担とする。

2 応援隊の撤収要請

本部長は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

第6節 救急救助活動

〔方針・目標〕

- 生き埋め現場からの救出、搬送など、地域の市民、自主防災組織と連携する。
- 多数の要救助者が発生した場合は、広域消防応援、緊急消防援助隊の派遣を求め活動にあたる。

項目	担当
第1 救急・救助活動	本部班、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団

第1 救急・救助活動

1 救助情報の収集

要救助者を発見した者は、災害対策本部又は警察署等へ通報する。消防局は、自主防災組織及び警察署等から通報された情報を収集し管理する。

2 救助活動

(1) 救助チームの編成、指揮

消防局は、救助情報に基づいて、署員及び必要に応じて消防団員の中から救助チームを編成して出動する。

(2) 応援要請

消防局は、被害状況等に応じて埼玉県警、隣接消防機関等の応援を要請する。また、必要に応じて建設業協会等に重機、資機材等の供給を要請する。

本部長は、高度な専門性を必要とする救急救助活動が必要と判断した場合には、知事に対し、埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）の出動を要請する。多くの救助事象が発生した場合には、本部長は知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

(3) 市民・自主防災組織・事業所の救出救護

市民・自主防災組織・事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助し、応急手当を行う。

3 救急活動

消防局は、傷病者を救急車等で救護所又は後方医療機関へ搬送する。救急車が不足する場合は、他消防機関の救急車の応援を要請する。

本部班は、道路の被害等で救急車等による搬送ができない場合は、県に対してヘリコプターの出動を要請する。

■救助救急活動の原則

- ① 救助活動は、傷病者の救助・救護活動を最優先とし、効率的な組織活動を行う。
- ② 救急活動は、救命処置を優先し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする。
- ③ 現場の市、医療機関、警察、その他の関係機関と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護にあたる。
- ④ 同時に小規模救助救急事象が発生した場合は、人命の危険度の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

4 消防団の活動

消防団は、消防局の指揮のもと、次の業務を行う。

(1) 救出救助

「2 救助活動」によるほか、地域の被害状況に応じて、住民と協力し救助活動を行う。

(2) 避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(3) 情報の収集

早期の災害情報の収集を行う。

(4) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防局と協力して行う。

5 応援要請

(1) 消防相互応援協定による応援要請

組管理者（消防局）は、地域の消防力だけでは十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊

本部長は、消防相互応援協定による消防力では災害に対応できない場合又は特殊な災害が発生した場合は、以下の点に留意し県知事に対して消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に連絡する。

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、消防局に緊急消防援助隊指揮支援本部を設置する。

■知事への要請時の留意事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害の状況② 活動区域及び活動計画③ 必要な部隊及び資機材 |
|---|

(3) 埼玉DMATへの応援要請

消防局長は、被災者の生命、身体等に重大な影響を及ぼすと判断される場合には直接、埼玉DMAT指定病院の長に対して埼玉DMATの出動を要請する。この場合、消防局長は、速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

(4) 応援隊の受入れ

応援隊の受入場所を朝霞中央公園とする。

第7節 応急医療救護活動

〔方針・目標〕

- 保健センターに災害時医療救護マネジメントセンターを設置し、災害時応急医療救護活動の中心とする。
- 救護所設置予定施設に救護所を設置し、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して傷病者の受け入れを行う。
- 発災後3日目から避難所で被災者の医療を開始する。

項目	担当
第1 応急医療活動	医療対策班、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会、埼玉県南西部消防局
第2 被災者等への医療	医療対策班、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会、朝霞保健所

第1 応急医療活動

【資料編】1-10 病院・救急診療所一覧

1 災害時医療救護マネジメントセンターの設置

医療対策班は、保健センター内に災害時医療救護マネジメントセンターを設置し、医療情報の収集、朝霞地区医師会等の医療関係団体、県等との連携を図る。

2 救護所の設置

医療対策班は、次の場所（敷地内）に救護所を設置し、医療用資器材、電源、テント等、応急医療に必要な資器材を搬送する。第二次医療機関の状況の確認を行う。

■救護所設置場所

- | | |
|----------|-------------|
| ① 地域防災拠点 | ② その他の必要な箇所 |
|----------|-------------|

■第二次救急医療機関

- | | | |
|----------------|----------|--------|
| ① TMGあさか医療センター | ② 朝霞厚生病院 | ③ 塩味病院 |
|----------------|----------|--------|

3 医療救護班の活動

(1) 医療救護班の派遣

医療対策班は、必要に応じ朝霞地区医師会に医療救護班の派遣を要請する。医療救護班のみでは対応できない場合は、医療対策班は、県に埼玉医療救護班の出動を要請する。

朝霞地区医師会は、「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、速やかに医療救護班の編成を行う。特に医療救護班の出動要請がない場合も、朝霞地区医師会長又は代理者が被害状況を判断し、必要と認められる場合には、医療救護班を出動する。この場合には、市災害対策本部に事後報告する。

(2) 救護所での医療活動

救護所での医療活動は、次のとおりである。

■救護所での医療活動

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 傷病者の応急手当 ② 負傷者の傷害等の程度の選別（トリアージ） ③ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定 ④ 搬送困難な患者に対する医療の実施 ⑤ 死亡の確認 ⑥ その他必要な措置 |
|---|

(3) 埼玉DMATによる医療支援

埼玉DMATの活動内容については、次のとおりである。

■埼玉DMATの活動内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害現場における医療情報の収集及び伝達 ② 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等 ③ 広域搬送基地医療施設等での医療支援 ④ 他の医療従事者に対する医療支援 ⑤ その他災害現場における救命活動に必要な処置 |
|---|

4 医薬品、医療用資器材等の確保

(1) 医薬品・医療用資器材の確保

救護所では、市備蓄の医薬品、医療用資器材及び医師が持参する医薬品を使用する。不足する場合、医療対策班は、朝霞地区薬剤師会、医薬品業者に要請する。

調達が困難なときは、医療対策班は、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。また、輸送については、県の物流オペレーションチームと連携する。

(2) 血液製剤等の確保

医療対策班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、日赤血液センターに要請する。また、必要に応じて市民へ献血の呼びかけを行う。

5 後方医療体制の確立

(1) 医療施設の確保

医療対策班は、重症者等を第二次救急医療機関に収容するよう要請する。収容が困難なときは、県内の災害拠点病院に要請する。

(2) 医療施設への搬送

医療対策班は、第二次救急医療機関等から災害拠点病院へ救急車で搬送する措置をとる。交通の状況により救急車で搬送が困難な場合は、県に防災ヘリコプター及び埼玉県ドクターヘリ、自衛隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。

■後方医療機関

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 第二次救急医療機関；TMGあさか医療センター、朝霞厚生病院、塩味病院 ② 災害拠点病院 <ul style="list-style-type: none"> ○基幹災害医療センター：埼玉医科大学総合医療センター ○地域災害拠点病院：独立行政法人国立病院機構埼玉病院 |
|--|

第2 被災者等への医療

1 避難所等での医療、保健活動

医療対策班は、生活圏域単位に巡回医療班等を編成し、避難所、仮設住宅、自宅滞在者の医療、保健活動を実施する。

■医療保健活動の実施項目

避難所	① 避難所の保健医療活動運営 ② 避難者の健康管理及び処遇調整 ③ 栄養対策 ④ 食中毒予防対策 ⑤ 感染症予防対策 ⑥ こころのケア対策の検討及び実施 ⑦ エコノミークラス症候群予防対策・介護予防対策 ⑧ 保健、医療、福祉の情報提供（広報や健康教育） ⑨ 仮設住宅入居予定者の健康状況把握のための検討及び準備
仮設住宅	① 健康状態の把握 ② 健康支援及び安否確認 ③ こころのケア対策の検討、実施（相談、健康教育） ④ 入居者同士の交流支援 ⑤ 仮設住宅から自宅に移る者への支援
在宅者	① 要配慮者の医療の継続支援、生活再建の支援調整、安否確認 ② 健康相談（窓口・電話・訪問）の実施 ③ こころのケア対策の実施（避難所内容と同様） ④ 保健、医療、福祉の情報提供（広報や健康教育） ⑤ 健康状態把握（要フォロー者の医療等への継続支援調整） ⑥ 新たな交流やコミュニティづくりの支援

2 慢性疾患への対応

(1) 慢性疾患患者への対応

医療対策班は、慢性疾患をもつ被災者の医療確保と継続を支援するため、主治医との調整、医薬品の調達、巡回医療班との連携をとる。

(2) 人工透析患者への対応

医療対策班は、人工透析患者への医療を確保するため、人工透析患者の把握、透析可能な医療機関の把握、患者の搬送、情報の周知等を行う。

3 精神科救急医療の確保

医療対策班は、相談窓口や巡回医療班等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害のある人が認められた場合は、県内の精神科医療機関や臨床心理士の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

第8節 水防・土砂災害対策

〔方針・目標〕

- 河川堤防・護岸、水路等を点検し、30分ごとに本部に連絡する。
- 降雨量が多いときは、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の巡視を徹底する。

項 目	担 当
第1 水防対策	本部班、建設活動班、上下水道班、埼玉県南西部消防局、朝霞県土整備事務所、荒川上流河川事務所
第2 土砂災害対策	建設活動班、朝霞県土整備事務所

第1 水防対策

- 【資料編】
- 5-1 水害ハザードマップ
 - 5-2 内水ハザードマップ
 - 5-5 重要水防箇所・水位観測所

1 水防体制

河川管理者（国土交通省、朝霞県土整備事務所）から水防警報が発表された場合、本部班は速やかに市長に伝達し、市長による水防活動についての指示を建設活動班、上下水道班及び消防団に伝達する。なお、県が定める水防信号は次のとおりである。

■水防信号

信 号	警鐘信号	サイレン信号	事 項
第1信号	○休止○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 ○ー 休止 ○ー 休止	水防団待機水位（旧通報水位）に達したことを知らせるもの
第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー○	5秒 6秒 5秒 6秒 ○ー 休止 ○ー 休止	水防関係機関及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	10秒 5秒 10秒 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを知らせるもの

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続するものとする。
 - 2 必要があれば警鐘信号、サイレン信号を併用することができる。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

2 水防活動

(1) 巡視

建設活動班、上下水道班は、消防団と連携して、河川、水路、下水道等の巡視を行い、30分ごとに本部へ報告する。

なお、河川堤防等の異常を発見した場合は、直ちに河川管理者に報告する。

(2) 排水等巡視

河川管理者及び建設活動班、上下水道班は、状況に応じて水門の開閉、ポンプの運転等、必要な措置を行うとともに、河川管理者に通知する。

また、浸水した箇所は、本部班が必要に応じて、消防ポンプ車による排水を消防団、消防局に指示、要請する。

(3) 地下施設の安全対策

本部班は、消防機関を通じて、荒川及び新河岸川・黒目川の浸水想定区域内の不特定多数の者が利用する地下施設の管理者等に、洪水警報、避難指示等を伝達する。

不特定多数の者が利用する地下施設の管理者は、洪水情報を収集し、従業員、利用者等への警報等の伝達を行うとともに、浸水のおそれがある場合、止水板、土のう等による浸水防止活動を行う。

3 決壊時の処置

(1) 通報

市長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を朝霞県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接市長に通報する。なお、荒川の場合は荒川上流河川事務所長にも通報する。

(2) 警察官の出動要請

堤防等が決壊又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、市長は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

4 河川施設の応急復旧

建設活動班及び各河川管理者は、堤防及び護岸の被害、障害物の状況等を調査し、応急排水や二次災害の防止措置等を講ずる。また、速やかに復旧計画をたてて、施設の復旧を図る。

5 資機材の確保

建設活動班は、水防活動や応急復旧に必要な資機材等が不足する場合、災害応急復旧工事に関する協定により、要員や資機材の供給を確保する。

第2 土砂災害対策

【資料編】5-4 土砂災害ハザードマップ

1 崖地の警戒・監視

建設活動班は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を巡視・点検し、崩壊の危険性を確認するとともに、危険性が高い場合は、速やかに関係者、周辺住民等にその旨を伝達する。

2 崩壊箇所の応急対策

建設活動班は、崩壊した崖地の被害状況を確認し、必要に応じて、立入り禁止区域の設定、住民避難の指示、亀裂箇所をビニールシートで覆うなど当面の安全措置を講ずる。

また、砂防ボランティア等の協力を得て、点検調査を行うとともに、安全措置を講ずる。

第9節 避難

〔方針・目標〕

- 市は、施設の管理者、自主防災組織と連携して避難所の開設と避難者の受入れを行う。
- 避難所の運営は、自主防災組織等が避難所運営組織を立ち上げ、自主運営を原則とする。市職員や施設管理者はその支援を行う。
- 避難所運営では、要配慮者の専用スペースの設置、介護ボランティア等の支援を行う。また、公共施設に福祉避難所を開設するなど、要配慮者の生活に配慮した対策を行う。

項 目	担 当
第1 避難活動	本部班、財務・情報班、福祉班、医療対策班、教育班
第2 避難所の開設・運営	本部班、財務・情報班、市民班、福祉班、教育班、各施設の管理者
第3 在宅避難者等への対応	財務・情報班、市民班、医療対策班
第4 広域一時滞在対策	本部班、市民班

第1 避難活動

- 【資料編】 7-2 浸水想定区域内の要配慮者等連絡施設
7-3 県及び放送事業者の避難指示等発令時の情報提供・連絡先

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

市長をはじめとする避難指示等の発令権者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難を要する地域の高齢者等に対し、「高齢者等避難」を発令する。ただし、事態が切迫し、急を要するときは、避難指示を発令する。「高齢者等避難」は、その対象地域の高齢者を含む障害者等の避難行動要支援者に対し早期に避難する事を促すものである。

「避難指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、住民等を立ち退かせるものである。

なお、災害が発生し、又は切迫し、避難場所への移動が危険な場合、市長は、必要と認める地域の住民等に対し、「緊急安全確保」を発令することができる。

避難指示等の判断は、浸水想定区域については、洪水予報等を目安に、また土砂災害警戒区域については、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報を目安とする。なお、決定にあたっては、上流域の雨量、河川水位の状況、气象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮して総合的かつ迅速に行う。

■避難指示等の発令権者及び要件

発令権者 (権限の種類)	指示を行う要件	根拠法令
市長 (避難指示等)	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条
知事 (避難指示等)	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条
警察官 (避難指示等)	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき	災害対策基本法 第61条
	○市長から要求があったとき	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官(指示)	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	
知事又は知事の命を受けた県職員(指示)	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者(指示)	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

■避難情報の種類と判断の目安

	発令時の状況・住民に求める行動	判断の目安
高齢者等 避難 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等[*]は危険な場所から避難(「立退き避難」または「屋内安全確保」)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用の高齢者及び障がいのある人等並びにその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 【浸水想定区域】 ・氾濫警戒情報が発表されたとき ・洪水キキクルが「警戒」のとき 【土砂災害警戒区域】 ・土砂キキクルが「警戒」のとき

	発令時の状況・住民に求める行動	判断の目安
避難指示 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（「立退き避難」または「屋内安全確保」）する。 	<p>【災害共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の前兆がある場合 <p>【浸水想定区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報が発表されたとき ・洪水キキクルが「危険」のとき <p>【土砂災害警戒区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・土砂キキクルが「危険」のとき ・大雨警報（土砂災害）の発表中に記録的短時間大雨情報が発表されたとき
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生または切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：直ちに自らの安全を確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、自らの安全を確保する行動（緊急安全確保）をする。 	<p>【災害共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切迫した災害の前兆があるとき ・すでに災害が発生しているとき <p>【浸水想定区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報が発表されたとき ・洪水キキクルが「災害切迫」のとき <p>【土砂災害警戒区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ・土砂キキクルが「災害切迫」のとき

(2) リードタイムの活用

前項に定める避難指示等の判断基準は、発災までの時間や避難に要する時間を考慮して設定しているものの、荒川及び新河岸川・黒目川の浸水想定区域内には多数の市民が存在し、これらの河川の氾濫が予想される場合には円滑な避難誘導が重要となる。

このため、荒川及び新河岸川・黒目川の氾濫に対する避難指示等の発令時には、あらかじめ設定したリードタイムを活用し、関係各班が同じ時間軸で協調した避難対策活動を実施する。

■荒川等の氾濫を想定したリードタイム（イメージ）

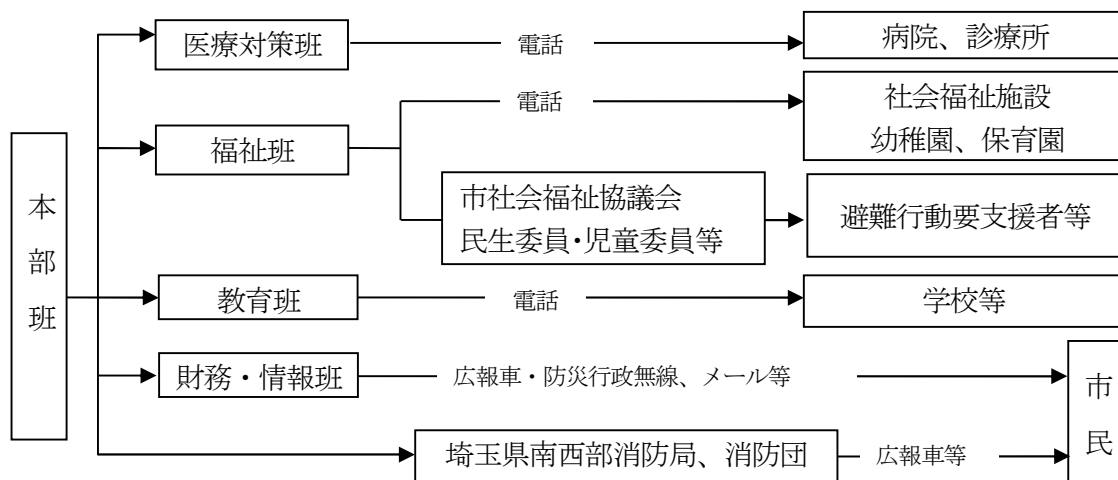
項目	○時間前	○時間前	○時間前	氾濫、 がけ崩れ 発生
災害の状況	▲台風の接近、警報等の発表 ▲気象・河川指標が避難指示等の基準に到達 ▲内水氾濫、堤防の漏水、土砂災害の前兆現象等			
市の活動	避難指示等の準備	▲気象情報、災害情報の収集【本部班、財務・情報班】 ▲関係機関（気象台、河川事務所、県）の助言（本部班） ▲避難指示等の発令の決定【市長】 ▲避難情報の設定【本部班】		
	避難情報の伝達	▲基本広報文の作成【財務・情報班】 ▲通信手段による伝達【財務・情報班】 ▲広報車の巡回放送【財務・情報班】 ▲要配慮者利用施設、避難支援関係者への連絡【福祉班】		
	道路規制等	▲避難対象区域の道路通行規制（進入禁止、誘導等） 【建設活動班】		
	避難所の開設・運営	▲避難所への駆け付け【教育班、福祉班、市民班】 ▲開設・受入れの準備【教育班、福祉班、市民班】 ▲避難者の受入れ開始・誘導 【教育班、福祉班、市民班】		
市民等の行動	▲高齢者等避難等を覚知、退避の準備 ▲避難行動要支援者の支援【避難支援関係者】 ▲安全な場所（避難所等）へ到着			

(3) 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達経路は次のとおりとする。

本部班は、各部及び関係機関に避難指示等の伝達を要請する。

また、知事に対し、避難指示等の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象区域の人口等を速やかに報告する。



■避難指示等の伝達経路

(4) 解除

市長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難指示等を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

2 避難誘導

(1) 避難誘導

災害の規模、状況に応じて、負傷者、要配慮者を優先して、避難場所へ誘導する。

■避難誘導者

誘導対象	避難誘導担当者
在宅者等	消防局、警察官、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団及びその他の地域防災の担い手等
市施設の利用者	施設管理者、教職員、施設職員
事業所等の従業員・利用者	施設の防火管理者及び管理責任者等
公共交通機関の利用者	施設管理者及び乗務員

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、自主防災組織及び民生委員・児童委員など、地域で協力・連携し、支援する。ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な者については、福祉班が準備した車両で避難させるよう努める。

(3) 携行品の制限

携行品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

3 広域避難

市長は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法第61条の4による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入れ

他市町村または県から本市への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

4 警戒区域の設定

市長をはじめとする警戒区域の設定権者は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるなどの措置を講じる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防局長 又は 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長・団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第14条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法第23条の2
	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条
	消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

第2 避難所の開設・運営

- 【資料編】 7-1 避難場所等一覧
 9-5 避難所運営のための様式

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

本部班は、災害の状況に応じて風水害に対する緊急避難場所を兼ねる避難所の開設を決定し、教育班、福祉班、市民班に避難所開設を指示する。また、避難所の開設にあたっては施設の管理者に連絡をとる。

(2) 避難所の開設状況等の周知

財務・情報班は、埼玉県災害オペレーションシステムに避難所の開設状況を入力し、データ放送、FM放送等で市民等に周知する。また、避難所担当職員・地域対応班等が「VACANMaps」に入力した避難所の混雑状況を市民等に情報提供する。

(3) 避難施設の確認

避難所担当職員は、施設の管理者等と協力し、避難所施設の状況を確認する。避難所が施設損壊により危険な場合には、立ち入り禁止の表示をし、地域住民の協力を得る。必要に応じて、他の避難場所への誘導を行う。

(4) 災害対策本部への連絡

避難所担当職員は、避難所や避難者の状況を電話又は防災行政無線により災害対策本部へ連絡する。

財務・情報班は、本部で受けた避難情報を取りまとめる。

(5) 自主避難所の開設

本部班は、警戒レベル2の段階において、市民等から自主避難所の開設の要望があった場合、又は自主避難所の必要性が認められる場合、自主避難所を開設する。

2 避難所の運営

(1) 避難所運営組織

避難所の運営は、原則として自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。自主防災組織は、組織のリーダーからなる避難所自主運営組織をつくり、自主的な運営を行う。避難所担当職員は、避難所自主運営組織の確立やボランティア等との調整を行う。

■避難所運営の役割分担

避難所自主運営組織	避難所担当職員
① 運営方法等の決定	① 災害対策本部との連絡
② 生活ルールの作成	② 広報
③ 避難者カード・名簿の作成	③ 施設管理者、ボランティア等との調整
④ 市からの連絡事項の伝達	④ 避難所運営記録
⑤ 食料・物資の配給	⑤ 避難者カード・名簿のとりまとめ
⑥ ボランティア等との調整	
⑦ 避難者の要望等のとりまとめ	

特に、男女双方の視点が運営ルール等に反映され、男女のニーズの違いが十分配慮された避難者支援が行われるよう、避難所自主運営組織の役員及び避難所担当職員・地域対応班には、それぞれ女性も配置されることに努める。

(2) 避難者の把握

避難所担当職員は、避難所自主運営組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。また、自主防災組織と協力して、避難所施設以外の在宅避難者の把握も行う。

(3) ボランティアへの協力要請

避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等にボランティアの協力を得る。避難所担当職員は、必要に応じてボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。

(4) 避難所事務所の開設

避難所担当職員は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。

(5) 避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、本部へ報告する。

また、病人発生等、特別な事情のあるときは、そのつど必要に応じて報告する。

財務・情報班は、避難所に関する情報をとりまとめる。本部班は、定期的に避難者収容状況を県に報告する。

3 避難所設備の整備

(1) スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して避難所のスペースを用途に応じて配置する。また、生活スペース等は家族単位を原則とするが、その他のスペースは男女別に確保するように努め、特にトイレについては安全性等に配慮する。

■スペース例

① 生活スペース	② 休憩スペース	③ 更衣スペース
④ 洗面・洗濯スペース	⑤ 救護所スペース	⑥ 物資保管スペース
⑦ 配膳・配給スペース	⑧ 駐車スペース	⑨ トイレ
⑩ 避難所事務室	⑪ 授乳室	⑫ 育児室
⑬ 福祉避難室	⑭ ペット専用スペース	

(2) 設備・備品の設置

避難生活に必要な設備・備品を設置する。不足の設備、備品は市民班が確保に努める。

■避難所の設備例

① 暖房器具	② 冷房器具	③ 扇風機	④ 仮設トイレ
⑤ 公衆電話	⑥ 給湯設備	⑦ 掲示板	⑧ 間仕切り
⑨ 食器、調理器具	⑩ 清掃用具	⑪ 洗濯機、物干し	
⑫ 畳・マット	⑬ 段ボールベッド等の簡易ベッド		
⑭ 仮設風呂・シャワー	⑮ テレビ・ラジオ・情報通信機器 (インターネット)		

4 生活の支援

(1) 食料・物資の供給

避難所担当職員は、必要な食料等を市民班に要請する。市民班は要請に応じ、本部班と連携して協定業者等に必要な食料等の供給を依頼する。避難者への配布は、避難所自主運営組織が実施する。

食料配布の際は、食物アレルギーの避難者のために原材料表示や献立表の掲示等を行う。

(2) 衛生管理

避難所担当職員は、避難所自主運営組織、保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策及び感染症対策を行い、居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。

(3) 入浴支援

市民班は、公共施設や自衛隊の入浴支援及びホテル、公衆浴場等の入浴施設を確保し、被災者に対し入浴サービスを提供する。

5 女性や要配慮者、多様な人々への配慮

(1) 避難所での対策

避難所運営において、高齢者、障害のある人、女性、子ども、外国人等の要配慮者、性的マイノリティなど多様な人々に対し、次のとおり配慮する。

- ① 要配慮者をはじめとした避難者のニーズの把握に努め、避難所の運営に反映する。また、障害のある人については、障害の状況によって支援内容が異なることから、必要な支援内容についての個別の確認を行う。
- ② 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、間仕切りの設置など避難者のプライバシーの保護にも配慮する。
- ③ 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、避難者の健康状態を十分把握し、メンタルケアを含めた対応を行う。
- ④ 要介護高齢者、障害のある方、妊産婦等の専用スペース（福祉避難室）を設けるなどの特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉施設への入所、手話通訳者、ホームヘルパー、介護ボランティアの確保、派遣等の必要な措置をとる。
- ⑤ 外国人の避難者には、外国語の表示や通訳を確保する。
- ⑥ 女性や子育て家庭のニーズに配慮し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品や女性用下着の女性による配布、女性相談員の配置、防犯対策などを講じる。

(2) 福祉避難所の開設

福祉班は、要介護高齢者、障害のある方の状況等により必要な場合は、災害協定を締結している社会福祉施設等に福祉避難所を開設し受入れを行う。

(3) 車中泊避難スペースの確保

本部班は、災害協定を締結する事業者等の協力を得て車中泊避難スペースを確保する。

第3 在宅避難者等への対応

市は、市の避難所以外の自宅、車中泊等で生活を余儀なくされた在宅避難者に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。

- (1) 市民班は、自治会・町内会、自主防災組織等に、在宅避難者や自主的な避難所の所在確認、在

宅避難者等への情報提供を依頼する。

財務・情報班は、在宅避難者に関する情報提供内容を安否情報システムで管理する。

- (2) 市民班及び医療対策班は、避難所を各地区の在宅避難者の支援拠点とし、食料及び生活必需品の供給、保健師による巡回健康相談等の実施に努める。また、医療対策班は、車中泊の避難者に対し、深部静脈血栓（エコノミークラス症候群）の発症を防止するための保健指導を行う。

第4 広域一時滞在対策

災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合、災害対策基本法による他市町村への広域一時滞在を実施する。

1 広域一時滞在の要請

市長（本部班）は、県内の他市町村の受入れが可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入協議を行うよう要請する。

受入れが決定された場合、市民班は、避難先となる市町村に職員を派遣し、本市の避難者の受入方法等を調整する。

2 広域一時滞在の受入れ

他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入れを要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受諾し、一時滞在用の公共施設等を提供する。

第10節 災害警備活動・交通規制

〔方針・目標〕

- 避難後の被災地や避難所における放火、盗難等の防犯のため、警察、自主防災組織と連携して警戒巡視や避難所での警備を強化する。

項 目	担 当
第1 警察の災害警備	朝霞警察署
第2 被災地の警備	市民班、朝霞警察署
第3 交通規制	建設活動班、朝霞警察署、朝霞県土整備事務所

第1 警察の災害警備

朝霞警察署は、大規模災害発生時の警備活動を円滑に行うため、必要に応じて市や関係機関と連携する。また、朝霞警察署の被災時は、市長が特に認めた施設を代替施設として使用するものとする。

■警察の警備活動

- ① 情報収集、伝達及び広報
- ② 警告及び避難誘導
- ③ 人命の救助及び負傷者の救護
- ④ 交通秩序の維持
- ⑤ 犯罪の予防検挙
- ⑥ 行方不明者の搜索と検視（見分）
- ⑦ 漂流物等の処理
- ⑧ その他の治安維持に必要な措置

第2 被災地の警備

1 被災地の警備
 自主防災組織・自治会・町内会は、自らの居住区域の警戒巡視を行い、火災、盗難等を防止する。

2 避難所の警備
 市民班は、避難所の防犯対策を実施する。避難所担当職員は、避難所自主運営組織と連携して、避難所内における火災の防止や防犯に努めるようにする。

第3 交通規制

- 【資料編】 8-3 災害対策基本法に基づく交通規制表示
 8-4 市内の特殊通行規制区間

1 交通規制
 交通規制等の実施者及び状況・内容は、以下のとおりである。

■交通規制の実施者

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災対法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。	災対法第76条の3第1項 災対法第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防士	警察官がその場に行かない場合に限り、通行禁止区域等において、災対法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災対法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

2 交通規制等の周知

建設活動班は、交通規制に関する情報をとりまとめ、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）並びに選定されている代替道路（う回路線）などについて、市の有するあらゆる広報媒体を活用して市民等に広く周知する。

第11節 緊急輸送・燃料確保

〔方針・目標〕

- 朝霞市道1級道路（11路線）及び橋梁の被災情報を、3時間以内に関係機関に提供する。
- 道路浸水の解消後24時間以内に、幹線道路の障害物を除去する。
- 発災後24時間以内に、燃料供給協力業者に連絡して供給体制を確保する。

項 目	担 当
第1 緊急通行車両の確認	管財班、県、朝霞警察署
第2 緊急輸送路の確保	建設活動班、朝霞県土整備事務所、朝霞警察署
第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設	本部班、教育班、自衛隊
第4 緊急輸送	本部班、管財班
第5 燃料の確保	管財班

第1 緊急通行車両の確認

- 【資料編】 8-2 緊急通行車両標章
 9-7 緊急通行車両申出書
 9-8 規制除外車両確認申出書

1 申請の手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び確認証明書の交付）を行う。

管財班は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両確認申請書」を公安委員会に提出する。公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、緊急通行車両標章及び確認証明書を交付する。

交付された緊急通行車両標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は、当該車両に備えつける。

2 緊急通行車両の事前申出について

県公安委員会では、緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前申出を受理している。

管財班は申出済み車両に、交付を受けている緊急通行車両確認標章・証明書を配備する。

第2 緊急輸送路の確保

- 【資料編】 8-1 市の緊急輸送道路

1 幹線道路等の確保

(1) 情報収集等

建設活動班は、道路、橋梁等のパトロールを行い、市道の交通支障、被災状況等を把握する。また、通行の可否等について、30分ごとに本部に連絡する。

交通支障がある場合は、交通対策、う回路の設定、障害物除去、応急復旧等を行う。

(2) 警察等との連携

建設活動班は、警察署、県土整備事務所と連携し、交通状況、国道・県道の被害状況等の把握、う回路の検討等を行う。

(3) 資機材の確保

建設活動班は、交通対策、応急復旧等に必要な資機材等が不足する場合、災害応急復旧工事に
関する協定により、要員や資機材の供給を確保する。

2 緊急輸送路に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。市内の該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。

また、建設活動班は、市の緊急輸送道路について、被害の状況等により対応が困難な場合、交通規制の実施を警察に依頼する。

■緊急輸送道路

県 指 定	① 一般国道254号 ② 一般県道東京朝霞線：朝霞市幸町（新座和光線との交差点）～新座市境 ③ 主要地方道保谷志木線：市内全線 ④ 一般県道新座和光線：朝霞市膝折町（保谷志木線との交差点）～朝霞市膝折町（朝霞蕨線との交差点） ⑤ 一般県道和光志木線：志木市境～朝霞市北原（武蔵野線ガード下付近の交差点） ⑥ 主要地方道朝霞蕨線：朝霞市役所～朝霞市幸町（国道254号との交差点） ⑦ 市道8号線：朝霞市幸町（新座和光線との交差点～朝霞市役所前交差点）
市 指 定	① 主要地方道朝霞蕨線：市中部の地域防災拠点と朝霞クリーンセンターを結ぶ南北連絡路 ② 一般県道と和光志木線：市北西部～市中部の地域防災拠点を結ぶ連絡路 ③ 一般県道ふじみ野朝霞線：内間木支所、第三小学校への連絡路及び市北部の東西連絡路 ④ 市道1号線：溝沼市民センターへの連絡路及び市中部における東西連絡路 ⑤ 市道2号線：国道254号と主要地方道朝霞蕨線を結ぶ南北連絡路 ⑥ 市道7号線：国道254号との交点から主要地方道朝霞蕨線との交点 ⑦ 市道8号線：市中部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑧ 市道9号線：市西部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑨ 市道22号線：第九小学校への連絡路

3 放置車両等の移動

建設活動班は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、国土交通大臣又は県知事から指示を受けたとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間を指定して運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設

本部班は、県からの指示があった場合、若しくは航空輸送が必要と判断した場合、ヘリコプター臨時離着陸場の開設を決定し、教育班（生涯学習・スポーツ課）へ被災状況の把握を指示する。

教育班（生涯学習・スポーツ課）は、ヘリコプター臨時離着陸場の開設が可能であるか、予定地の状況を早急に把握し、本部班に伝え、開設作業等について自衛隊等に協力する。

ヘリコプター臨時離着陸場は、次の候補地とする。

■ヘリコプター臨時離着陸場候補地

- | | |
|--------------|--------------------|
| ①朝霞中央公園陸上競技場 | ②東洋大学朝霞キャンパスグラウンド2 |
|--------------|--------------------|

第4 緊急輸送

1 車両の確保

(1) 市有車両の確保・配車

管財班は、市有車両を管理し、災害時の配車計画に基づき、各班からの配車要請を踏まえて配車を行う。

(2) 車両の確保

管財班は、市有車両では不足する場合又は市有車両では輸送できない場合は、輸送業者等からトラック、バス等を調達する。必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達及びあっせんを要請する。なお、借上方式で調達した車両は、市有車両と同様に災害時の配車計画に組み込むものとする。

また、災害応急対策の実施のため緊急を要する場合は、災害対策基本法第86条の14及び第86条の18の規定を活用し、運送事業者である指定公共機関（日本通運(株)など）又は指定地方公共機関（県トラック協会、県バス協会）への運送要請を県に依頼する。この場合、運送すべき人、物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して運送を要請する。

2 その他の輸送手段の確保

(1) 鉄道の輸送

本部班は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道株式会社及び東武鉄道株式会社に鉄道による輸送を要請する。

(2) 航空輸送

本部班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

3 緊急輸送

(1) 緊急輸送の範囲

市及び防災関係機関が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

■緊急輸送の範囲

第1 段階	① 救助・応急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ② 消防活動等の災害の拡大防止のための人員、物資 ③ 初動の応急対策に必要な人員、物資 ④ 医療機関へ搬送する傷病者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通対策等に必要な人員・物資
第2 段階	上記に加え ① 食料、水等生命の維持に必要な物資 ② 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3 段階	上記に加え ① 災害復旧に必要な人員、物資 ② 生活必需品

(2) 緊急輸送の実施

各担当班は、各班からの輸送要請に基づき、輸送業者等と連絡調整を行い、本部班と連携し、車両等の手配を行い、緊急輸送を実施する。

輸送を依頼する場合には、交通情報に注意し、なるべく使用可能な路線を通知するよう努める。

第5 燃料の確保

管財班は、市有車両、借上車両などに必要な燃料を、災害協定を締結した燃料供給協力業者から調達し、優先給油を受けられる給油所を各車両に伝達する。

また、災害対策や病院等の非常用発電機の燃料が不足する場合、避難所の暖房や炊き出し等に用いる燃料が不足する場合、災害協定を締結した燃料供給協力業者に石油燃料及びガス燃料の供給をそれぞれ要請する。

必要とする燃料等が調達不能となった場合、県に対して調達及びあっせんを要請する。

第12節 給水、食料・生活必需品の供給

〔方針・目標〕

- 速やかに給水資機材、車両を確保し、応急給水を開始する。その後、全国からの応援を受け給水活動の充実を図る。
- 災害発生当初の食料、生活必需品は、①市民等の家庭内備蓄、②市の備蓄、③県の備蓄の順に充当することを基本とし、その後は食料販売業者、自衛隊の炊き出し等で供給する。
- 発災後、全国に救援物資の要請を行うが、原則として、自治体、企業、団体からの物資のみを受け入れる。

項 目	担 当
第1 飲料水の供給	上下水道班
第2 食料の供給	本部班、職員班、市民班、教育班
第3 生活必需品の供給	本部班、市民班、教育班
第4 救援物資の受入れ・管理	市民班

第1 飲料水の供給

- 【資料編】 6-1 応急給水所開設場所一覧
 6-2 小中学校受水槽施設一覧

1 被災状況等の把握

上下水道班は、水道施設の被災状況、断水の状況、避難所、病院等の情報を収集し、給水需要を把握する。

2 応急給水実施計画等の作成

(1) 応急給水実施計画等の作成

上下水道班は、被災状況等の情報に基づき次のような応急給水実施計画を作成する。

■ 応急給水実施計画等の事項

給水方法	<input type="checkbox"/> 給水拠点への運搬給水（給水車） <input type="checkbox"/> 泉水浄水場及び岡浄水場での応急給水 <input type="checkbox"/> 第5号及び第10号取水井での応急給水 <input type="checkbox"/> 県水送水管からの応急給水 <input type="checkbox"/> 東京都水道局朝霞浄水場での応急給水	
給水拠点	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点（各小学校）	<input type="checkbox"/> 避難所等
応急給水 配 備 表	<input type="checkbox"/> 輸送ルート <input type="checkbox"/> 給水場所の人員配置	<input type="checkbox"/> 給水実施期間
応援要請	<input type="checkbox"/> 朝霞市指定給水装置工事事業者 <input type="checkbox"/> 東京都水道局朝霞浄水場 <input type="checkbox"/> 自衛隊	<input type="checkbox"/> 日本水道協会埼玉県支部 <input type="checkbox"/> 埼玉県災害対策本部給水部 <input type="checkbox"/> 災害応援協定締結先 等

(2) 資機材、車両の確保

上下水道班は、応急給水用資機材及び給水車等の車両を日本水道協会埼玉県支部、朝霞市指定給水装置工事事業者、災害応援協定締結先等に要請し確保する。

(3) 給水所（拠点）の周知・広報

給水所を開設したときは、市民に対する周知事項をとりまとめ、財務・情報班に広報を依頼する。

3 応急給水

(1) 優先給水

上下水道班は、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等の重要施設に対し、優先給水を行う。

(2) 給水活動

上下水道班は、浄水場から給水拠点まで給水車等で運搬するとともに、浄水場及び第5号及び第10号取水井に応急給水所を設置する。

給水拠点では、市民自らが持参したプラスチック製タンク、バケツ等に給水する。また、給水拠点は、原則として地域防災拠点である小学校の校庭とする。復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

■給水量の基準

項目	経過日数			
	災害発生～3日	4日～10日	11日～20日	21日～復旧まで
目標応急給水水量	3リットル/人・日	20リットル/人・日	100リットル/人・日	250リットル/人・日
用途	生命維持に必要最低限の水	調理、洗面など最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水
給水方法	備蓄飲料水の配布、給水拠点への運搬給水、浄水場及び第5号及び第10号取水井での応急給水	給水拠点への運搬給水、浄水場、第5号及び第10号取水井、県水送水管での応急給水	一部は復旧した水道管での給水、その他は左記の給水の継続	順次本給水に移行

4 給水施設等の応急復旧

上下水道班は、給水施設等の応急復旧を概ね以下のとおり行う。

(1) 給水活動被害箇所の調査と応急復旧

朝霞市指定給水装置工事事業者、日本水道協会埼玉県支部及び災害応援協定締結先との連携により、給水施設等の被害状況の調査及び応急復旧工事を行う。

(2) 技術者、資材の調達要請

応急、復旧工事の技術者、復旧資材が不足する場合は、知事及び日本水道協会埼玉県支部に対し調達あつせんを要請する。

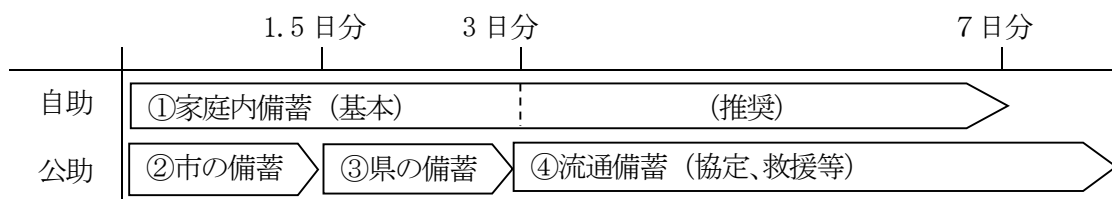
第2 食料の供給

- 【資料編】 3-3 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）
- 4 災害協定・覚書一覧
- 6-3 防災備蓄倉庫一覧
- 9-6 物資食料管理表

1 備蓄食料の供給

災害発生直後は、原則として、市民、事業所自らが備蓄した食料を充てる。
また、避難所担当職員は、備蓄倉庫に保管してある備蓄食料を必要に応じて避難者へ供給する。

■物資確保の役割区分



2 食料の確保

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

■食料供給の対象者

- ① 避難指示等に基づき、避難所に収容された人
- ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ③ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ④ 災害応急活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外）
- ⑤ 食料供給システムが麻痺し、食料の調達が不可能となった人
- ⑥ 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人

(2) 需要の把握

市民班は、避難所等の被災者、職員、応援部隊等に対して、食料を供給するために必要な量を把握する。

(3) 食料の確保

市民班は、本部班と連携し、需要に基づき食品販売業者からの調達、県への要請、自衛隊への炊き出し要請により食料を確保する。確保すべき食品は、要配慮者やアレルギーに配慮した品目になるようにする。

(4) 政府所有の米穀の調達

県との通信等が途絶し、災害救助法が適用され応急食料が必要と認められる場合、本部長は、農林水産省農産局に対し、「米穀の買入・販売等に関する基本要領」に基づき応急用米穀の緊急引渡を要請し、確保する。市民班は、これらの調達手続きを行う。

3 食料の供給

(1) 食料の輸送

市民班は、食料調達業者が輸送困難なときは、食料の輸送を輸送業者に要請する。

食料の集積拠点は、朝霞中央公園野球場及び総合体育館とする。市民班は、集積拠点にて施設を管理する教育班と協力して食料等の物資の仕分け・管理を行う

(2) 食料の分配

避難所担当職員は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により避難者へ食料を分配する。市民班は職員へ食料を分配し、職員班は災害現場、庁内等で活動する災害協定等により応援派遣された者に食料を分配する。

(3) 炊き出し

炊き出しにて食料を供給する場合は、市民班は、学校給食課のほか、自衛隊、日赤奉仕団、自主防災組織等に要請する。

また、市民班は、避難者自ら避難所等において炊き出しを実施する意向がある場合は、必要な食料や資機材を準備する。

(4) 食料の管理

市民班は、集積拠点、避難所等における食料の管理を行い、受入れ、供給の状況を物資・食料管理表に記録する。また、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、県や関係機関との情報共有を図る。

避難所担当職員は、避難者等への食料と災害応急活動従事者への食料を明確に区分して記録する。

本部班は、炊き出し、食品の配分その他、食品の供給したとき（県の協力を得て実施した場合を含む）は、実施状況を速やかに県に報告するものとする。

第3 生活必需品の供給

- 【資料編】 4 災害協定・覚書一覧
 6-3 防災備蓄倉庫一覧
 9-6 物資食料管理表

1 備蓄品の供給

災害発生直後は、原則として、市民、事業所自らが備蓄した物資を充てる。

また、避難所担当職員は災害発生直後に避難所において毛布等の備蓄物資を供給する。

2 生活必需品の確保

(1) 生活必需品供給の対象者

生活必需品供給の対象者は、次のとおりであり、このうち特に必要と認められる者に支給する。

■生活必需品供給の対象者

- ① 災害により住家に被害を受けた人
- ② 被服、寝具、その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
- ③ 被服、寝具、その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

(2) 生活必需品の需要の把握

生活必需品の必要量の把握は、食料と同様に行い、市民班が総括する。

(3) 生活必需品の調達

市民班は、協定業者等へ物資供給を依頼する。協定業者だけでは不足するときは、県、又は近隣市に対して物資の供給を依頼する。

3 生活必需品の確保

(1) 生活必需品の輸送

市民班は、物資調達業者が輸送困難なときは、生活必需品の輸送を輸送業者に要請する。輸送

方法は食料と同じとする。

(2) 生活必需品の保管

調達した生活必需品の保管が必要なときは、朝霞中央公園野球場及び総合体育館を集積拠点とする。集積拠点では、市民班が施設を管理する教育班と協力して生活必需品等の物資の仕分け・管理を行う。

(3) 生活必需品の分配

避難所担当職員は、避難所において、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力のもとに搬送された物資を避難者に分配する。

第4 救援物資の受入れ・管理

1 救援物資の取扱い

救援物資は、個人からは受け入れないことを原則とする。市民班は、公共団体や企業等からの申し出については、提供申出者を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要なときに供給を要請する。

2 救援物資の受入れ・管理

市民班は、朝霞中央公園野球場及び総合体育館に集積拠点を開設し、救援物資の受入れ・管理・配分を行う。

3 物流オペレーションチームとの連携

大規模災害時に他の自治体などから送られてくる救援物資を効率よく仕分け・配送する国の物資調達・輸送調整等支援システムを稼働させるため、県に物流オペレーションチームが編成された場合、市民班は同チームと連携し、救援物資等に関する情報の一元管理、支援物資の受入れ及び配送の調整に協力する。

第13節 帰宅困難者の支援

〔方針・目標〕

- 必要に応じて、帰宅困難者情報支援ステーションを出張所に開設し、帰宅情報の提供を行う。
- 必要に応じて、一斉帰宅抑制の呼びかけや帰宅困難者のための一時滞在施設を提供するとともに、食料、飲料水、毛布等を提供する。

項目	担当
第1 情報の提供	市民班、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社
第2 帰宅活動への支援	市民班
第3 一時滞在施設の提供	市民班

第1 情報の提供

市民班は、帰宅困難者情報支援ステーションを朝霞台出張所・朝霞駅前出張所に設置し、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社と連携して、主に駅利用の帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制の呼びかけ、交通情報、被害状況等の情報提供を行う。

市民班は、帰宅困難者の情報を本部に報告するとともに、必要に応じて市内の学校、企業等へ生徒、従業員、利用客等の一斉帰宅を抑制するため、施設内での一時待機を要請する。

第2 帰宅活動への支援

市民班は、帰宅活動を支援するために、駅等で飲料水・食料・地図の配布などを可能な限り行う。

また、県を通じて、災害協定に基づく災害時帰宅支援ステーション（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等）でのトイレの利用及び一時休憩所の提供開始を要請する。

なお、県が市内に代替輸送の発着所を設置した場合は、医療対策班と連携して救護所等の設置に努める。

第3 一時滞在施設の提供

市民班は、必要に応じて一時滞在施設を開設し、食料、飲料水、毛布等を配付する。また、利用者に対し、定期的に交通機関等の情報を提供する。

なお、一時滞在施設を開設した場合は、その利用状況等を本部に報告する。

その他、状況に応じて災害協定を締結する宿泊施設を一時滞在施設として確保する。

■一時滞在施設予定箇所

①市民会館

②産業文化センター

③リサイクルプラザ

第14節 遺体の取扱い

〔方針・目標〕

- 速やかに遺体安置所を設置し、警察、医師会等との連携により遺体の検視（見分）、検案を行い、検視、検案を終えた遺体を安置する。

項 目	担 当
第1 行方不明者の搜索	市民班、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、朝霞警察署、自衛隊
第2 遺体の処理・収容	市民班、朝霞警察署、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会
第3 遺体の埋火葬	市民班

第1 行方不明者の搜索

【資料編】 9－9 要搜索者名簿

1 行方不明者の搜索

本部長は、消防・警察・自衛隊等の関係機関の協力により搜索チームを編成し、警察又は市民班より入手する要搜索者名簿に基づき搜索活動を行う。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

2 行方不明者情報の収集

市民班は、臨時相談窓口（市役所）で行方不明者等の問い合わせに対応し、避難所・被災現場等での情報とともに要搜索者名簿を作成する。要搜索者名簿は、朝霞警察署、消防局に提出し密接に連携をとる。

第2 遺体の処理・収容

【資料編】 9－10 遺体処理票

9－11 遺留品処理票

1 遺体の収容

遺体の収容は、搜索チームにより行う。収容した遺体は、遺体安置所に搬送する。

2 遺体の安置所の設置

市民班は、遺体の検視、検案等の遺体の処理、安置を行うため、朝霞市斎場に遺体安置所を開設する。

3 遺体の処理

(1) 遺体の検視（見分）

警察署は、朝霞地区医師会等の協力のもと、死体取扱規則（国家公安委員会規則4号）等に基づき遺体の検視（見分）、検案を行う。検視（見分）、検案を終えた遺体は、市民班が朝霞市斎場に搬送する。

(2) 遺体の処理

市民班は、朝霞地区医師会等に対し、遺体の検案、洗浄、縫合消毒等の処理を要請する。災害救助法が適用された場合には、県の協定に基づき日赤救護班が行う。

(3) 身元の確認

警察署は、遺体の身元確認を行う。身元不明の遺体は、所持品、着衣、人相、特徴等撮影、記録など身元確認を容易にする措置をとり、市長に引き継ぐ。

市民班は、警察から身元不明の遺体の引き継ぎを受けた場合、資料をもとに、身元不明者の問い合わせに対応する。

4 遺体の安置**(1) 納棺用品等の調達**

市民班は、葬儀業者にドライアイス、納棺用品等の供給及び遺体の納棺等を要請する。

(2) 遺体の安置

市民班は、遺体を安置し、一時保存、遺留品等の整理を行う。身元が判明した遺体は遺族に引き渡す。

(3) 漂着遺体等の取扱い

市民班は、漂着遺体等を次のように処理する。

- ① 遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市区町村長に引き渡す。
- ② 遺体の身元が判明しない場合は、市が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。ただし、災害救助法が適用された市区町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市区町村に引き渡す。

なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

第3 遺体の埋火葬**1 遺体の埋火葬****(1) 埋火葬の受付**

市民班は、市役所・支所・出張所等で埋火葬許可証を発行する。

(2) 埋火葬の実施

市民班は、近隣の火葬場を確保し、遺体を火葬する。遺体が多数のため、処理できないときは、近隣の火葬場又は協定締結市に火葬を依頼する。また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

(3) 埋火葬の調整・あっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬儀業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市民班は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

2 遺骨の保存

市民班は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引き取り手がないときは、福祉班に引き渡し、納骨堂等に保管する。

遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺体及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。

なお、外国人の埋葬を行うときは、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

第15節 環境衛生

〔方針・目標〕

- 断水した地区には、仮設トイレを速やかに設置する。
- ペットは、飼養者が自己責任で保護するとともに、同行避難することも予想される。このため、発災後24時間以内に避難者間の合意形成のもと、避難所等を利用した飼育スペースの確保が図れるよう支援する。

項目	担当
第1 廃棄物処理計画	市民班、環境班
第2 防疫活動	市民班、環境班、医療対策班、朝霞保健所、朝霞地区医師会
第3 食品衛生対策	朝霞保健所
第4 公害対策	環境班
第5 動物対策	市民班、環境班

第1 廃棄物処理計画

【資料編】1-4 清掃・し尿処理施設一覧

市は、朝霞市災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、実行計画に基づいて進捗管理を行い、災害廃棄物の処理を適切に実施する。

1 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

環境班は、水道が断水した場合、避難者数等に応じて、仮設トイレを避難所、公園等に設置する。市備蓄分及び市内業者等からの調達で不足する場合は、県に対し支援を要請する。仮設トイレの設置基数は、50人に1基を基本とし、障害のある人等への配慮を行う。

また、断水等により自宅トイレが使用不能な場合は、ポータブルトイレの活用を図る。

(2) し尿の収集・処理

環境班は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県や隣接市等に応援を要請する。

なお、仮設トイレの清掃及び消毒は、市が資機材、薬剤を提供し、使用者が行うこととする。

2 生活ごみの処理

(1) 収集・処理の実施

環境班は、道路の被災、避難所の開設及び収集車の配車等の状況から収集計画を立案し、ごみの収集、処理を行う。

なお、家財の浸水等により発生する水害廃棄物は、次の表により発生量を推計する。

■水害廃棄物の発生量のめやす

項目	数量	項目	数量
全壊	12.9 t/世帯	一部損壊	2.5 t/世帯
大規模半壊	9.7 t/世帯	床上浸水	4.6 t/世帯
半壊	6.5 t/世帯	床下浸水	0.6 t/世帯

(平山・河田、2005「水害時の行政対応における災害廃棄物発生量に関する研究」より)

(2) 収集の広報

環境班は、災害広報紙等を通じて、ごみの分別などのごみ捨てのルールを守るよう市民に協力を呼びかける。

また、市民班を通じ、避難所自主運営組織へ、避難所におけるごみ捨てルールの徹底を依頼する。

(3) ごみ処理施設の確保

環境班は、市自らの処理機能を超えるごみが排出された場合は、県、近隣市及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、仮置場や処理施設の確保を図る。

3 がれきの処理

(1) がれき収集・処理計画の作成

環境班は、県等と連携し災害により生じたがれき等の災害廃棄物の量を推計し、必要な運搬・集積・処理体制を検討し「がれき収集・処理計画」を作成する。

(2) がれきの収集及び処理

環境班は、がれきのうち危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集する。

がれきが大量に発生した場合は、被災地に近い公有地の仮置場を設置する。収集運搬は、原則的に市及び委託業者が行う。

なお、がれきは破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るものとする。

4 不法投棄の監視

環境班は、廃棄物を空地や河川敷等に不法投棄しないように監視をするとともに、災害広報紙を通じて、不法投棄の防止や適正な処理方法について周知する。

5 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

環境班は、有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正に処置する。

第2 防疫活動

1 防疫業務

県は、発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努め検体採取を行う。

また、感染症患者からの二次感染予防のための保菌検索を行うとともに、感染経路の調査のため、被災地区の井戸の水質検査等を行う。

さらに、被災地区の医療機関の状況を把握し、収容計画を樹立するとともに、患者発生に際しては、市及び収容施設と連絡調整を行い、迅速に患者収容を行う。

2 感染症患者への措置

医療対策班、環境班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、県の行う必要な措置について協力するとともに、県の指示により消毒の実施及び害虫の駆除を行う。

■感染症患者等への措置

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 発生状況、動向及び原因の調査 | ② 健康診断 |
| ③ 就業制限 | ④ 感染症指定医療機関への入院勧告 |
| ⑤ 消毒等 | |

3 消毒等の実施

環境班は、朝霞地区医師会・関係業者等と協力して、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒及び害虫駆除の実施を行う。また、住民組織を通じて薬品を配布する。防疫用資機材・薬剤は、市内の応援協力協定締結業者等から調達する。

4 避難所における衛生管理**(1) 衛生指導**

市民班は、避難所運営組織、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

また、石けん、消毒薬品等の衛生物資が不足とならないよう調達し、避難所に配布する。

(2) 食中毒等の予防

市民班、医療対策班は、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう避難者に指導する。

また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。

第3 食品衛生対策

朝霞保健所長は、県から派遣された食品衛生監視班又は必要に応じて独自で編成した食品衛生監視班を指揮し、次のような食品衛生監視活動を行う。

- ① 救護食品の監視指導及び試験検査
- ② 飲料水の簡易検査
- ③ その他食品に起因する被害発生の防止

第4 公害対策

環境班は、工場、事業所等から有害物質が漏出し、周辺住民に影響のある場合は、注意喚起や避難等の措置を行う。

第5 動物対策**1 放浪動物への対応**

環境班は、県、獣医師会及び動物関係団体等により構成される県動物救援本部等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。

「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理するよう県に要請する。

2 ペットへの対応

(1) ペットの避難等

環境班は、飼い主の自己責任においてペットを避難させることを広報するとともに、避難所においては飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適切な指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、その他の避難者の合意を得て、避難者の生活スペースから離れたスペース等を利用して飼育スペースを確保できるよう支援する。

さらに、獣医師会と連携してペット相談窓口を開設し、被災ペットの飼育相談、保護・救護等を行う。

(2) 県動物救援本部との連携

環境班は、県動物救援本部に、避難所のペット飼育状況を報告、必要に応じて動物保護施設へのペットの一時預かり、必要な資機材や獣医師等の派遣等を要請する。

また、県の動物保護施設等が設置される場合は、市有施設や必要な資機材等の提供、確保に協力する。

その他、県動物救援本部に対し、所有者不明動物の所有者探しや情報提供、負傷動物の治療と保護収容、動物に関する相談等の対応を必要に応じて要請する。

3 家畜等への対応

市民班は、家畜及び畜産施設等の被害状況を速やかにまとめて県家畜保健衛生所に報告し、家畜の防疫及び飼料等の確保、病畜及び死亡獣畜等の処理等、衛生の確保に協力する。

第16節 公共施設等の応急対策

〔方針・目標〕

- 水道施設は発災後2日以内に配水管、給水管の破損による漏水箇所の止水、また、1週間以内に配水管、給水管の応急復旧を行い、2週間以内に復旧ができるよう作業を行う。
- 下水道施設は、発災後に污水管渠を優先して被害調査を行い、1週間内に応急復旧計画を作成して下水道（污水）の使用が可能となるよう応急復旧を行う。その後、雨水管渠の復旧を行う。
- ライフライン事業者、公共交通機関等と復旧状況等を共有する。

項目	担当
第1 公共建築物	管財班、建設活動班、公共建築物等を管理する班
第2 ライフライン	上下水道班、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス株式会社、大東ガス株式会社、東日本電信電話株式会社
第3 交通施設	建設活動班、東武鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、朝霞県土整備事務所
第4 その他の施設	市民班、医療対策班

第1 公共建築物

公共建築物の管理者は、所管施設の被災状況の把握を行い、二次災害の防止措置を行う。

管財班は、公共建築物の管理者と連携して被災状況をまとめ、建設活動班は、避難所等の重要施設から地盤の危険度判定を行い、本部班へ報告する。

第2 ライフライン

1 電気施設応急対策

東京電力パワーグリッド株式会社志木支社は、風水害による電力施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに電気事故の防止を徹底する。

(1) 非常態勢の組織

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、災害対策支部を設置し、被害情報の収集、設備被害の防止並びに設備復旧に努め、電力供給確保に対処する。

(2) 市災害対策本部との連絡

市災害対策本部は、停電時、災害発生時等の非常時には、東京電力パワーグリッド株式会社と情報の交換を行い、復旧状況や広報・復旧要請等の連絡を相互に行う。

(3) 災害時における広報

① 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため下記の広報活動を行う。

- 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

- ・屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ・電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項

② 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS及びインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 災害時における復旧資材の確保

① 調達

支部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ・現地調達
- ・本（支）部相互の流用
- ・他電力会社等からの融通

② 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。

③ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(5) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、支部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(6) 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

(7) 災害復旧に関する事項

① 復旧計画

支部は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の項目を明らかにした復旧計画をたてる。

- ・復旧応援要員の必要の有無
- ・復旧要員の配置状況
- ・復旧資材の調達
- ・電力系統の復旧方法
- ・復旧作業の日程
- ・仮復旧の完了見込
- ・宿泊施設、食糧等の手配
- ・その他必要な対策

② 復旧準備

復旧計画の策定および実施にあたっては、次に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

送電設備	1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他の線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	1. 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 2. 重要施設に配電する中間・配電用変電所 (この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設を言う。)
配電設備	1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 2. その他の回線

2 都市ガス施設応急対策

東京ガス株式会社、大東ガス株式会社は、ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

(1) ガス施設応急対策

① 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

- ア 災害情報（気象情報により観測した情報）
- イ 被害情報（一般情報・地方自治体・官公庁・報道機関・お客様等の情報）
- ウ その他災害に関する情報（ガス施設等の被害及び復旧に関する情報）

② 情報の集約

被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。

③ 広報活動

テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて連携を図る。

- ア 対策要員の確保
- イ 他事業者等との協力（協力会社・日本ガス協会・他ガス事業者）
- ウ 危険予防措置（避難区域の設定・火気使用禁止等）
- エ 地震発生時の供給停止
- オ 応急工事
- カ その他必要な対策

(2) 発災時のエネルギー供給機能の確保

都市ガス事業者は、災害時におけるガス供給の確保のため、移動式ガス発生設備等を用いて、被災した社会的重要度の高い施設（病院・福祉施設等）への優先的な供給に努める。

市は、避難所等でLPガスやLPガス機器を代替エネルギーとして使用する場合は、災害協定を締結する県LPガス協会に協力を要請する。

(3) ガス施設復旧対策

① 復旧計画の策定

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するように計画立案する。

② 復旧作業（製造設備・供給設備）

復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。

③ 復旧活動資機材の確保

ア 調達

各班長・各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- ・取引先、メーカー等からの調達
- ・被災していない他地域からの流用
- ・他ガス事業者等からの融通

イ 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、市災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

3 上水道施設応急対策

(1) 作業体制の確保

上水道施設に災害が生じた場合、上下水道班は、直ちに復旧作業に着手し、早期に完了するよう努める。

なお、資材、技術者等が不足する場合は、日本水道協会埼玉県支部災害対策要綱に基づく相互応援計画により、埼玉県支部長や災害応援協定締結先に要請し早期復旧に努める。

(2) 応急復旧作業の実施

上下水道班は、被害状況を調査し、復旧計画を作成し、応急復旧作業を実施する。復旧作業は、朝霞市指定給水装置工事事業者等に協力を要請する。また、作業は、原則として浄水場に近い配水管から行うものとするが、作業の難易及び復旧資機材の調達状況を考慮し、緊急度に応じて実施する。なお、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等については、優先的に作業を行うものとする。

(3) 応急復旧資機材の確保

上下水道班は、朝霞市指定給水装置工事事業者等に資機材の確保を要請する。市で応急復旧資機材が不足する場合は、県等に対し調達を要請する。

(4) 市民への広報

上下水道班は、断水の状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施するよう本部班へ依頼する。

4 下水道施設応急対策

(1) 作業体制の確保

上下水道班は、速やかに被害状況を把握して作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、上下水道班のみでは作業が困難な場合は、県及び県外の自治体、災害応援協定締結先等に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

上下水道班は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

① 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

② ポンプ場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

(3) 市民への広報

上下水道班は、被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施するよう財務・情報班へ依頼する。

5 電気通信設備応急対策

災害等により電気通信設備に被害の発生、又は発生するおそれのある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

(1) 応急対策

① 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生、又は発生するおそれのある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

イ 情報連絡

災害が発生、又は発生するおそれのある場合、市対策本部、その他各関連機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

② 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

ア 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

ア 災害の発生、又は発生するおそれのある場合において、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

① 復旧要員計画

ア 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。

イ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の措置を講ずる。

② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の発動

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握するため、直通連絡回線、携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

④ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により通信がふくそうする場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

⑤ 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

第3 交通施設

1 鉄道施設

東日本旅客鉄道株式会社及び東武鉄道株式会社は、気象状況等により、運行に危険が及ぶ可能性があるときは、所掌の業務計画、規準に基づいて、点検、運転規則、避難誘導等の措置を行う。

2 道路施設

道路管理者（建設活動班、朝霞県土整備事務所）は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、道路交通の確保を図る。

(1) 被災状況の把握

災害が発生した場合は、所管道路を点検、調査し、道路及び占用物件の状況を把握する。

(2) 応急対策

路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合には、建設業者等に出動を依頼して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

(3) 復旧対策

被災調査結果を整理検討のうえ、道路管理者及び占用者と協議し、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

第4 その他の施設

1 不特定の人が利用する公共施設

不特定の人が利用する公共施設の管理者は、気象情報等を収集し、利用者の避難等、安全を確保する。また、災害が発生した場合は、所管施設の被災状況を調査し、二次災害の防止等の応急措置を行う。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

2 畜産施設等

市民班は、家畜及び畜産施設等の被害状況を県中央家畜保健衛生所に報告する。

3 医療施設

医療施設の管理者は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。各施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。

医療対策班は、市内の医療施設の状況を把握する。

第17節 応急住宅対策

〔方針・目標〕

- 被害が広範囲に見込まれるときは、各班から招集して編制した職員により、住家の被災調査の要否、各種支援制度の案内、インフラの被害等を現地聴取する。
- 住家の被災調査は、一次調査5日間、二次調査15日間を目標とする体制とし、調査後は速やかに罹災証明の発行を行うような体制とする。
- 応急仮設住宅は、発災後1ヶ月以内の入居を目指して、県と連携して用地の確保、建設及び賃貸住宅の確保等を行う。
- 住宅の解体撤去は、建物の所有者が行うことを原則とし、市は、施工業者の紹介、がれきの処理等の支援を行う。2ヶ月までに解体作業、がれき類の撤去及び搬出を終了する。また、災害救助法に基づき、市は障害物の除去、応急修理を行う。

項 目	担 当
第1 住家の被災調査・罹災証明書等の発行	調査班、市民班
第2 被災住宅の応急修理	建設活動班
第3 応急仮設住宅の建設等	管財班、建設活動班
第4 住宅関係障害物の除去	建設活動班
第5 宅地の危険度判定	建設活動班
第6 住宅の解体	環境班、建設活動班
第7 被災者住宅相談	市民班、建設活動班

第1 住家の被災調査・罹災証明書等の発行

- 【資料編】 3-1 被害の判定基準
 9-12 罹災証明申請書・罹災証明書
 9-13 り災届出証明願及びり災届出証明書

1 住家の被災調査

調査班は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。認定の基準は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。調査要員が不足する場合は、県、近隣市等に応援を要請する。

調査は、状況に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど適切な手法により実施する。

■住家被害の程度と基準

被害程度	損壊割合※1	損害割合※2
全 壊	70%以上	50%以上
大規模半壊	50%以上70%未満	40%以上50%未満
中規模半壊	30%以上50%未満	30%以上40%未満
半 壊	20%以上30%未満	20%以上30%未満
準半壊	10%以上20%未満	10%以上20%未満
準半壊に至らない（一部損壊）	10%未満	10%未満

※1 損壊割合：住家の損壊、焼失又は流失した部分の延床面積に占める割合

※2 損害割合：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合
 （地震、水害、風害の場合は、原則として「※2 損害割合」により判定する。）

市民班は、上記に掲げる住家の損壊及び火災以外の非住家の被害調査を行う。

2 罹災証明書等の発行

調査班は、被災者からの住家に対する「罹災証明書」発行申請に対し、調査結果から作成した「罹災台帳」により発行する。また、住家の付帯物及び家財については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災届出証明書」を必要に応じて発行する。

市民班は、上記以外の、非住家等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災届出証明書」を必要に応じて発行する。

第2 被災住宅等の応急修理

1 応急修理の実施

災害救助法が適用された場合、災害により住宅が被災した者を修理対象者とし、被害の拡大を防止するための緊急修理又は日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

(1) 需要の把握

建設活動班は、相談窓口にて、住宅の応急修理の申し込みを受付ける。住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

修理の種類	対象者
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	○ 災害のため住家が半壊（焼）またはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	○ 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。

(2) 応急修理の実施

建設活動班は、応急修理支援制度の実施要領を作成し、被災者に周知する。また、相談窓口等において応急修理の申し込みを受付け、指定業者名簿に登載された業者のあっせん等を行う。

なお、資材の調達や施工業者の決定は、関係機関と綿密に連携し、迅速に行う。

2 被災者が行う応急修繕工事等への支援

(1) 建築確認等の制限の緩和

建設活動班は、必要に応じて、建築基準法に基づき、被災区域等における建築物の応急修繕工事等を行うものについての法定基準や建築確認等の制限を緩和することにより、応急仮設住宅建設・応急修理等の支援を行う。

(2) 建築確認申請手数料の減免等

被災者が、災害により住宅等を滅失又は破損したとき、これを建築又は大規模の修繕をする場合は、建設活動班は、建築確認申請手数料等を免除又は減免する。

(3) 災害復旧用材の供給

建設活動班は、被災者の救助、災害の復旧及び木材受給の安定のため、県・国等に対し調達・供給支援を要請する。

第3 応急仮設住宅の建設等

1 応急仮設住宅

災害救助法が適用された場合、県は応急仮設住宅を建設する。権限を委任された場合は市が行う。

(1) 需要の把握

建設活動班は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の必要な概数を把握し、県に報告する。また、災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

応急仮設住宅への入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど、次の条件に該当する者である。これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

■応急仮設住宅への入居対象者

次のすべての条件に該当する被災者

- ① 住宅が全焼、全壊又は流失した被災者
- ② 居住する住家がない被災者
- ③ 自らの資力をもってして、住宅を確保できない被災者

(2) 建設用地の確保

管財班は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、原則として公有地を優先して選定する。なお、候補施設をあらかじめ選定しておく。

ただし、やむを得ず私有地を使用する場合は所有者と市の間に賃貸契約を締結するものとし、その場合は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

(3) 仮設住宅の建設

管財班は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、仮設住宅を建設する。

なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。また、移動式宿泊施設の災害協定を締結する団体に、仮設住宅としての利用について協力を要請する。

(4) 入居者の選定

建設活動班は、入居者の選定にあたり、福祉班、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して決定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

(5) その他の措置

要配慮者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

(6) 維持管理

建設活動班は、市営住宅に準じて応急仮設住宅の維持管理を行う。

2 既存住宅の活用

応急仮設住宅の確保が困難な場合等は、既存住宅の活用を図る。なお、入居者の基準等は、応急仮設住宅に準ずる。

(1) 公営住宅の確保

建設活動班は、住宅を失った被災者に対して、市営住宅の空き部屋を確保・提供するほか、必要に応じて、県営住宅、他の自治体公営住宅、都市再生機構・公社等住宅の空き部屋の情報を収

集し、被災者に提供する。なお、災害救助法が適用された場合は、県に対して、県営住宅等の空き部屋の提供を要請する。

(2) 民間賃貸住宅の確保

建設活動班は、県に対し民間賃貸住宅の一時借り上げ又はあっせんによる提供を要請する。

第4 住宅関係障害物の除去

1 対象者

建設活動班は、日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に堆積した土砂、立木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。

住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

- ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
- ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- ④ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

2 除去の実施

建設活動班は、市所有の資機材又は建設業協会等に応援を要請して障害物を除去する。労力又は機械力が不足する場合は、県土整備事務所に要請し、隣接市からの派遣を求める。

なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。除去した障害物は、環境班と連携し一時集積場所等に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

第5 宅地の危険度判定

【資料編】 3-7 埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱

建設活動班は、被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために宅地の被災状況に応じて宅地の危険度判定を行う。

建設活動班は、県等を通じて宅地判定士の確保を要請して実施する。宅地の判定結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第6 住宅の解体

被災家屋の解体は、原則として家屋所有者の責任において、被災者生活再建支援金等を活用して実施する。

ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体家屋の運搬及び処分を市が実施し、さらに、大規模な災害等により被災家屋の解体について国の事業が適用される場合は、家屋の解体についても市が実施する。

1 解体の広報・受付

災害等廃棄物処理事業等が適用され、市が被災家屋の解体、処分を行うことを決定した場合は、国及び県の処理方針に従って適切な処理を推進する。

建設活動班は、対象家屋や申請方法等を広報し、申請窓口を設置する。申請窓口では、申請の受付、解体・運搬業者の紹介、手続きの説明等を行う。

2 解体・運搬の調整等

建設活動班は、環境班と連携し、家屋の解体によるアスベストの飛散防止措置の指導、撤去しがれきの仮置き場や受入時期等の調整を行う。

第7 被災者住宅相談

建設活動班は、市民班と連携して災害相談窓口に住宅相談窓口を開設し、次の相談項目に対応する相談員を配置する。

- | | | |
|-------------|---------------|-------------|
| ① 被災調査、罹災証明 | ② 被災住宅の応急復旧 | ③ 被災住宅の応急修理 |
| ④ 住宅の解体等 | ⑤ 応急仮設住宅への入居等 | |

第18節 文教対策・応急保育対策

〔方針・目標〕

- 学校及び幼稚園は、児童・生徒・園児等の安全を確保する。また、発災後は、避難所の運営等の災害対応に協力するとともに、速やかに授業等の再開ができるように努める。
- 保育園は、発災直後に園児の安全を確保する。また、発災後は、速やかに保育の再開ができるように努める。
- 社会教育施設では、発災後に利用者の安全を確保するとともに、安全な帰宅を促す。
- 避難所に指定されている施設の管理者は、避難所の運営に協力する。
- 施設の管理者は、帰宅困難な場合に当該施設で一時的に保護を行う。
- 施設の管理者は、災害用伝言ダイヤル（171）等を活用して情報発信に努める。
- 学校、幼稚園及び保育園は、保護者等への情報発信を行うために情報収集に努める。なお、必要に応じて財務・情報班と協力して、市SNS等を活用して情報発信を行う。

項目	担当
第1 応急教育	教育班
第2 保育園・幼稚園等の措置	福祉班
第3 文化財の応急措置	教育班、県
第4 社会教育施設等の措置	教育班

第1 応急教育

1 児童・生徒の安全確保

(1) 安全の確保

施設の責任者（校長等）は、気象情報等を収集するとともに児童・生徒の安全を確保する。また、施設設備の被害状況を把握し、児童・生徒、職員の状況を含めて教育班に報告する。

(2) 帰宅措置

施設の責任者は、下校途中における危険を防止するため、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。また、児童・生徒を下校させることが危険と判断される場合は、保護者が来るまで学校にて保護する。

保護者が帰宅困難で来校できない場合は、来校できるまで、学校内の安全な場所で児童・生徒を保護する。

また、災害用伝言板等を活用して、児童・生徒の安否等を保護者へ発信する。

(3) 児童・生徒等の安否確認

災害が夜間・休日等に発生した場合、施設の責任者は、災害用伝言ダイヤル（171）を活用するなどして児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。

2 避難所開設への協力

避難所に指定されている施設の管理者は、体育館等のスペースを避難者收容のために供与し、避難所開設に協力する。

また、避難生活時には、避難所担当職員の役割等を協議し、可能な限り避難所の運営に協力する。

3 応急教育

(1) 休業等の措置

施設の責任者は、学校の被災状況、避難所の利用、児童・生徒等の被災状況等を教育班に報告し、休業等の措置をとる。

(2) 教育場所の確保

教育班は、施設の被害状況を調査し、校長と連携を取りつつ、応急教育のための場所を確保する。災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

(3) 応急教育の準備

教育班及び校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

(4) 学校給食

学校給食は、災害復旧又は社会の混乱が鎮静化するまで原則として行わない。

(5) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、教科書、必要な教材、文房具、通学用品を給与する。

教育班は、施設の責任者を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、被害状況別、小・中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。とりまとめにあたっては、罹災者名簿及び学籍簿と照合する。

教科書については、県が市教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その給与の方途を講じる。必要な教材、文房具、通学用品の調達は、市が業者から一括購入し、学校ごとに分配する。

(6) 授業料の減免、奨学金の貸与の措置等

災害により修学が困難となった県立高校の生徒については、必要に応じ、授業料の減免、奨学金の貸与の措置が講じられる。

小・中学校等に関しても給食費の免除等県に準ずる措置の実施を検討する。

4 施設の応急復旧対策

教育班は、所管する学校施設の被害の程度を把握し、応急処理可能な場合は補修し、教育の実施に必要な施設・設備を確保する。校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

第2 幼稚園・保育園等の措置

1 園児の応急措置

(1) 安全の確保

幼稚園及び保育園等では、気象情報等を収集するとともに園児、職員の安全を確保する。

各施設の責任者（園長等）は、施設設備の被害状況を把握し、園児、職員の状況を含めて、福祉班に報告する。

また、災害用伝言板等を活用して、園児の安否等を保護者へ発信する。

(2) 園児等の安否確認

各施設の責任者は、災害用伝言ダイヤル（171）を活用するなどして、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

2 応急保育

福祉班は、保育園等の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、避難先の小学校などで臨時的な保育園を設け保育する。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、臨時的な保育園や近隣の保育園で保育する。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続を省き、一時的保育を行うよう努める。

第3 文化財の応急措置

教育班は、県と連携し次の応急措置を行う。

(1) 建造物

建造物が被災した場合は、埼玉県教育委員会等の協力を得て被害状況をとりまとめ、以下の応急措置を施し、本修理を待つ。

- ① 被害の拡大を防ぐため、応急修理を施す。
- ② 被害が大きいつきは、損壊を防ぎ、覆屋などを設ける。
- ③ 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設け、安全と現状保存を図れるようにする。

(2) 美術工芸品

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

第4 社会教育施設等の措置

施設管理者等は、災害によって建物等に被害が発生した場合は、避難誘導措置をとり、利用者の安全の確保に努め、早期帰宅が可能なように情報を提供する。交通途絶により帰宅困難となった者には、当該施設において一時的な収容を行う。

教育班は、所管の施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行う。

また、避難所、物資の集積拠点として一時使用する場合又は利用者に開放する場合には、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、安全を確認のうえ使用する。

第19節 要配慮者等の安全確保対策

〔方針・目標〕

- 発災後2日目には地域の自主防災組織や民生委員児童委員等は、在宅の避難行動要支援者の安否の確認を開始する。
- 避難所や在宅での避難生活が著しく困難な方を受入れするため、災害後の状況を踏まえ福祉避難所を開設し受入れを行うなど、要配慮者のニーズと生活環境に配慮する。
- 社会福祉施設の管理者は、入所者の安全確保は入所者の安全確保を図り、12時間以内に入所・通所者の安否を発信する。市は、24時間以内に各施設の被害状況をまとめ、必要な支援等を行う。

項 目	担 当
第1 在宅要配慮者の安全確保	市民班、福祉班
第2 社会福祉施設入所者の安全確保	福祉班、各施設の管理者
第3 外国人の安全確保	財務・情報班、市民班

第1 在宅要配慮者の安全確保

1 安否確認

福祉班は、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施するための班を編成する。その際、あらかじめ作成した在宅避難行動要支援者の「名簿」、「個別避難計画」あるいは「避難行動要支援者台帳」等を活用し、民生委員児童委員や自主防災組織、避難支援等実施者等の協力を得ながら行う。

当該調査実施班及び調査協力者は、安否確認結果を地域防災拠点の通信手段等を利用して災害対策本部（福祉班）に報告する。

また、福祉班は、安否不明の避難行動要支援者を抽出し、再調査や警察署への捜索依頼等を行う。

2 避難支援

介助が必要な避難行動要支援者の避難は、原則として自主防災組織等避難支援関係者が支援して安全な避難場所まで避難する。

避難支援が困難な場合は、福祉班は福祉関係団体等に協力を要請するとともに、公用車等による移送を行う。

なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合は、名簿情報や個別避難計画情報を提供することに同意のない者についても必要最小限度で避難支援等関係者に提供する。

3 避難所等での支援

(1) 情報提供

福祉班は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAXや文字放送テレビ等により、情報を随時提供する。

(2) 相談窓口の開設

福祉班は、市民班が開設した相談窓口にて、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(3) 巡回サービスの実施

福祉班は、民生委員・児童委員、医師、保健師、ホームヘルパーなどにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(4) 生活支援物資の供給

福祉班は、要配慮者の被災状況を把握し、市民班を通じて要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

(5) 社会福祉施設等への一時入所

福祉班は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、社会福祉施設等への一時受け入れを要請する。

(6) 福祉避難所の設置

福祉班は、避難所や在宅での避難生活が著しく困難な要配慮者のため、指定福祉避難所又は災害協定を締結する社会福祉施設等を福祉避難所として開設する。

福祉班は、要配慮者の障がいの状態や、心身の健康状態等を考慮し、福祉避難所への受け入れの優先順位を検討する。

また、福祉避難所等の施設管理者と協議し、要配慮者の状態や介助者の状況を考慮して受け入れを調整し、施設の介護職員、要配慮者の家族等の協力を得て福祉避難所へ搬送する。

(7) DWATの要請

福祉班は、避難所の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて埼玉県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣を県に要請する。

第2 社会福祉施設入所者の安全確保

【資料編】 1-8 社会福祉施設一覧

7-2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

1 施設管理者の対応

各施設の管理者は、入所者の安否を確認し、入所者の救助及び避難誘導を実施する。

また、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び市に協力を要請する。

2 市の対応**(1) 避難誘導及び受入先への移送の実施**

福祉班は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

(2) 巡回サービスの実施

福祉班は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

(3) ライフライン優先復旧

福祉班は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、上下水道等の優先復旧を要請する。

第3 外国人の安全確保

1 安否確認

市民班は、職員や語学ボランティア等により調査実施班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき、外国人の安否を調査する。その結果は県に報告する。

2 避難誘導の実施

財務・情報班は、広報車等を活用して、外国語による要避難広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

3 情報提供

財務・情報班は、ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用して外国語による情報提供を行う。
また、語学ボランティア等の協力を得て、災害広報紙等を作成し生活支援情報の提供を行う。

4 相談窓口の開設

市民班は、災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第20節 ボランティアの受入体制の確保

〔方針・目標〕

- 発災後、職員及び資機材等が揃い次第、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会と連携してボランティアへの対応を行う。
- 災害ボランティアセンターでは、市社会福祉協議会職員を運営スタッフとし、原則として市内のボランティア団体、NPO団体、ボランティア経験者の協力を得て活動を行う。

項目	担当
第1 ボランティアの要請・受入れ	福祉班、市社会福祉協議会
第2 ボランティアの活動	福祉班、市社会福祉協議会

第1 ボランティアの要請・受入れ

1 ボランティア受入窓口の設置

福祉班及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付・登録を行う。

■災害ボランティアセンターにおける活動

- ① 被災者ニーズの把握
- ② ボランティアの振り分け
- ③ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ 一般参加ボランティアの受付
- ⑤ ボランティア団体への要請
- ⑥ 災害対策本部との調整
- ⑦ 県災害ボランティアセンターへの要請
- ⑧ ボランティア保険加入手続き支援（県へのボランティア名簿の提出）

2 ボランティアへの参加協力の周知

市社会福祉協議会は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数を調査し、ボランティア団体に協力を要請する。

また、広報紙、インターネット等を活用して一般ボランティアの参加協力を周知する。

第2 ボランティアの活動

1 ボランティアセンターとの連携

(1) ボランティアセンターとの連携

福祉班及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動についてコーディネートを担当する職員又はボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、市が委託するボランティア活動の調整事務に必要な人件費、旅費等を国庫負担の対象経費として記録し、県に請求する。

■ボランティアの活動内容

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	① 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） ② 福祉（手話通訳、介護士） ③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線） ④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者） ⑤ 通訳（外国語通訳） ⑥ 消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動） ⑦ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等） ⑧ 被災宅地の危険度判定活動（土木・建築等の技術者）
一般ボランティア	① 救援物資の整理、仕分け、配分 ② 避難所の運営補助 ③ 清掃、防疫 ④ 要配慮者等の介護、生活支援 ⑤ 広報資料の作成 ⑥ その他危険のない軽作業

2 ボランティア活動への支援

(1) ボランティア保険への加入

福祉班及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動を行う団体等に対し、広報によってボランティア保険への加入を促進する。

また、受付したボランティアの住所、氏名、申し出日、活動予定期間を記した名簿を作成し、1ヶ月毎にとりまとめ、県へ報告する。

(2) ボランティア活動拠点等の提供

福祉班は、ボランティア活動が効率的に行われるよう、ボランティア活動の拠点や使用する資機材を提供する。

第2章 雪害等災害応急対策計画

第1節 雪害対策

第2節 竜巻等突風対策

第3節 火山噴火対策

第1節 雪害対策

項目	担当
第1 災害情報の収集・伝達	本部班、財務・情報班
第2 活動体制の確立	各班
第3 応急措置	各班、埼玉県南西部消防局、朝霞警察署、朝霞県土整備事務所

第1 災害情報の収集・伝達

災害情報の収集・伝達は、風水害等対策計画編 第1章「第3節 災害情報の収集・伝達」に準じて行うものとし、雪害の場合は以下の点に留意するものとする。

1 警報等の伝達

本部班は、大雪警報、暴風雪警報等の伝達を受けたときは、関係者に伝達する。

また、大雪特別警報、暴風雪特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線等により住民等へ大雪への警戒を周知する。

2 災害情報の収集・伝達

財務・情報班は、大雪による道路、交通、停電等の状況を各班及び関係機関から収集し、関係者に伝達する。

第2 活動体制の確立

1 活動体制の確保

大雪警報が発表された場合、予想される積雪量や観測値を考慮し、積雪によって参集が困難となる前に必要な職員を確保できるように早めの配備体制を確保するとともに、災害対策本部の設置を判断する。

職員の動員に当たっては、一時滞在施設や指定避難所の開設を見込んで確保するとともに、職員の防寒具、宿泊、積雪により参集困難となった場合の措置等も考慮する。

その他、風水害等対策計画編 第1章「第1節 防災体制の確立」に準じ、活動体制を確保するものとする。

なお、学校、保育園、公共施設等を管理する部署及び市民等が参加する行事等を予定している部署は、休校（園）、休館、中止又は延期等の措置を早めに判断し、関係者に周知する。

2 自衛隊の災害派遣要請

市長は、大雪により車両の立ち往生等への対応能力が大幅に不足し、迅速な救援・救助が必要な場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

なお、自衛隊の災害派遣要請について、風水害等対策計画編 第1章「第5節 応援派遣」に準ずる。

3 広域的な支援体制の確立

本部班は、大雪により市内の除雪能力が不足する場合、県や協定団体等へ、除雪部隊や除雪機材等の応援派遣を要請する。

第3 応急措置

各種応急措置は、風水害等対策計画編 第1章の各節に定める内容に準じて行うものとし、大雪の場合は以下の点に留意するものとする。

1 広報・問合せ対応

財務・情報班は、大雪時には次の情報を的確な手段で市民等へ速やかに提供するとともに、必要に応じて問合せ窓口を設置して対応する。

■雪害情報の提供項目

種類	提供項目（内容）
注意喚起	○（警戒段階での）早期の帰宅、外出の抑制、停電への備え、雪かきの励行 ○（残雪による）凍結箇所での転倒、落雪、屋根の崩落等
生活情報	○ 学校・保育園等の休校（園）、公共施設の休館、イベントの中止・延期、ごみ収集の中止等 ○ 停電の状況（停電範囲、復旧見込み） ○ 一時滞在施設、指定避難所の開設状況（設置箇所、支援内容等）
交通情報	○ 道路交通情報（渋滞、除雪状況（除雪の箇所・優先順位）、路面凍結、通行規制（片側通行等）） ○ 公共交通情報（鉄道、路線バスの運休、臨時運行、再開等）

2 避難者・帰宅困難者対策

教育班及び市民班は、大雪により自宅での生活が不安な市民等のため、必要に応じて指定避難所を開設し、自主避難者に開放するものとする。

また、鉄道や路線バスの停止、運休等によって多数の帰宅困難者が発生した場合、市民班は必要に応じて一時滞在施設を開設し、帰宅困難者の誘導、受入れを行うものとする。

3 道路・交通対策

大雪により大規模な除雪が必要となる場合、建設活動班、朝霞県土整備事務所及び警察署等は、消防活動・物流等を考慮して除雪路線の優先順位、交通規制等の実施体制を協議し、効果的な道路・交通確保を行うものとする。

建設活動班は、大雪のため放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、国土交通大臣又は県知事から指示を受けたとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間を指定して運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

4 除雪対策

公共施設の管理者は、除雪用資機材、雪捨て場を確保して所管施設の除雪を行う。また、通学路では、自治会・町内会、保護者代表者連絡会等の協力を得て、残雪等からの児童等の安全を確保するものとする。

5 要配慮者・医療対策

福祉班は、大雪が予想される場合、人工呼吸器装着者等に停電への備え等必要な情報を提供し、状況に応じて安否確認を実施する。

埼玉県南西部消防局は、積雪により消防車両の通行困難な道路区間がある場合、必要に応じて県にヘリコプターによる救出・搬送を要請する。

6 復旧対策

各種災害復旧措置は「災害復旧復興計画編」に準じて行う。

第2節 竜巻等突風対策

項目	担当
第1 災害情報の収集・伝達	各班
第2 活動体制の確立	各班、市社会福祉協議会
第3 応急措置	各班、朝霞警察署

第1 災害情報の収集・伝達

災害情報の収集・伝達は、風水害等対策計画編 第1章「第3節 災害情報の収集・伝達」に準じて行うものとし、竜巻等の場合は以下の点に留意するものとする。

1 竜巻情報等気象情報の伝達

本部班は、竜巻注意情報が熊谷地方気象台より伝達された場合、その確度等を踏まえ、必要に応じて市民へ速やかな広報を行う。

特に、竜巻注意情報に竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて防災行政無線等で速やかに竜巻への注意喚起を図るものとする。

2 被害情報の収集・伝達、調査

各班は、所管施設の被害状況等を収集し、関係者に伝達する。

財務・情報班は、状況に応じて国や関係機関から航空写真を入手し、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、本部班に報告する。本部班は状況により災害救助法の早期適用を県に要請する。

また、調査班は、竜巻等の突風災害は被害が局地的で、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進むことから、被害家屋調査に速やかに着手するものとする。

第2 活動体制の確立

1 災害対策本部の設置等

竜巻等の突風災害が発生した場合は、被害調査、広報、避難者対応、住宅対策等に必要な職員を速やかに配備するとともに、災害対策本部の設置を判断するものとする。

その他、風水害等対策計画編 第1章「第1節 防災体制の確立」に準じて活動体制を確保するものとする。

2 ボランティアの確保

福祉班及び市社会福祉協議会は、被災家屋の片付けがれき処理等の支援を要する場合、災害ボランティアを募集し、支援を求める被災者へボランティアの派遣を行う。

第3 応急措置

各種応急措置は、風水害等対策計画編 第1章の各節に定める内容に準じて行うものとし、竜巻等の突風災害の場合は以下の点に留意するものとする。

1 広報・相談対応

財務・情報班は、竜巻等の突風災害時には被災情報を的確な手段で市民等へ速やかに広報する。市民班は、必要に応じて災害相談窓口を設置して各種の問合せ・相談への対応、罹災証明、各種被災者支援サービスの受付等を円滑に行うものとする。

2 避難者対応

教育班及び市民班は、家屋が被災した市民等のため、被災地区に避難所を開設し、市民班は食料等を提供するものとする。

また、本部班は、警察署に指定避難所や被災地区の夜間パトロール等を要請する。

3 災害廃棄物の処理

環境班は、竜巻等の災害では、強風によって敷地内へ運ばれた廃棄物の撤去も必要となるため、県などからがれき収納用の土のう袋等を調達し、被災者への供給に努める。

なお、災害救助法が適用される場合は、同法による住居障害物の除去として自力で除去できない被災者を支援するものとする。

4 被災家屋の復旧支援

建設活動班は、竜巻等の突風災害では屋根や開口部の破損が多いため、ブルーシートを速やかに調達し、被災者への供給に努める。また、状況に応じてブルーシートの設置作業について、自治会・町内会、自主防災組織、災害ボランティアに協力を依頼するものとする。

なお、災害救助法が適用される場合は、同法に基づく被災住宅の応急修理や住居障害物の除去として自力で修理できない被災者を支援するものとする。

その他、被災者に対し、公営住宅等の住宅確保、災害復興住宅融資等の支援を検討する。

5 災害復旧

各種災害復旧措置は、「災害復旧復興計画編」に定める内容に準じて行うものとし、竜巻等の突風災害の場合は特に罹災証明の発行や住宅支援策等を速やかに実施するものとする。

第3節 火山噴火対策

項 目	担 当
第1 火山情報の収集・伝達	本部班、財務・情報班
第2 降灰対策	各班、朝霞県土整備事務所、朝霞警察署

富士山、浅間山などが大規模に噴火した場合、本市にも数 cm の降灰等があると予想され、降灰による健康被害、農産物の被害、視界不良による交通事故、さらにはその後の降雨による排水不良等の二次災害も懸念される。

富士山や浅間山の過去の大噴火では市域にも降灰が発生しているため、これらの被害を想定した対策を推進する。

第1 火山情報の収集・伝達

災害情報の収集・伝達は、風水害等対策計画編 第1章「第3節 災害情報の収集・伝達」に準じて行うものとし、火山災害の場合は以下の点に留意するものとする。

1 火山情報の収集

本部班は、市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

■火山情報の種類と内容

情報の種類	内容
噴火警報・予報	噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。 また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報が発表される。
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説される情報が発表される。
噴火に関する火山観測報	噴火発生時に、発生時刻や噴煙高度等が発表される。
降灰予報	以下の流れで情報が発表される。 ① 降灰予報（定時） ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。 ② 降灰予報（速報） ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

	<p>③ 降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。 ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表する。 ・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。 <p>○ 降灰量の表現</p> <p>降灰量を降灰の厚さによって「多量（1mm 以上）」「やや多量（0.1mm 以上 1mm 未満）」「少量（0.1mm 未満）」の 3 階級に区分する。</p>
火山ガス予報	<p>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。</p>

2 火山情報の伝達

財務・情報班は、気象庁等の火山情報により市域に影響があることを把握した場合、防災行政無線等で、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知する。

第2 降灰対策

1 降灰状況の調査

各班は、降灰についての通報や公共施設等で降灰や被害が確認された場合、又はそのおそれがある場合は、所管施設等の降灰状況を調査する。

2 交通対策

建設活動班、県及び警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等が発生を防止するため、交通規制を実施する。

また、管理する道路上の火山灰については、緊急輸送道路を優先して除去する。なお、緊急を要する場合は、道路管理者間で調整して速やかに除灰体制を確保する。

3 火山灰の除去

敷地内の火山灰の除去は、原則として土地の所有者・管理者が行うものとする。

環境班は火山灰の処分場所を確保し、宅地等の各家庭から排出された灰を回収して処分する。

4 健康被害等への対応

医療対策班は、降灰の被害状況に対応して、市民の健康相談等を実施する。

5 農作物等への対応

市民班は、農業団体等と連携して火山灰の除去等について、適切な措置を検討し、指導する。

6 ライフライン対策

ライフライン事業者は、施設や設備への降灰による架線等の破断、絶縁不良・ショート、水質の悪化、取水障害等を防止するとともに、被害が発生した場合は速やかに応急復旧を行う。

第3章 複合災害応急対策計画

第1節 基本方針

第2節 災害応急対策

第1節 基本方針

第1 計画の目的

同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害は、東日本大震災における地震、津波、原子力発電所事故のように、被害の激化、広域化及び長期化が問題となる。

このため、本計画では、大規模地震と風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、住民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させることを目的とした対策を定める。

第2 基本方針

複合災害に対応するにあたっての基本方針は、次のとおりである。

なお、本計画に記載のない事項は、震災対策計画及び風水害等対策計画の各節の規定に準ずるものとする。

1 人命救助が第一

人命救助を第一として、市、自主防災組織、町内会・自治会、地域防災ネットワーク、自衛隊、警察、消防等が緊密に連携し、早期の避難、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2 二次被害の防止

市民一人ひとりが自助・共助としての役割を果たすとともに、市が行う災害応急対策を支援し、被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

3 ライフラインの早期復旧

被災者の生活を早期に再建するため、各ライフライン事業者が行う電気、ガス、水道及び通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

第3 複合災害の想定

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性がある。さらに、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様である。

本編では、本市に最も影響を与える最大の複合災害として、次の災害パターンを想定する。

【想定する複合災害】

大規模地震の発生により、河川の堤防、水門等の施設が損傷し、復旧がままならないうちに、大型の台風が直撃し、荒川をはじめとする河川が氾濫し、市域が広範囲に長期間浸水することを想定する。

第2節 災害応急対策

項目	担当
第1 情報の収集・伝達	本部班、財務・情報班
第2 避難	本部班、市民班、福祉班、建設活動班、埼玉県南西部消防局、朝霞警察署
第3 災害発生後の対応	各班、全機関

第1 情報の収集・伝達

本部班は、気象情報、河川の水位情報等を収集し、必要な警戒体制を検討する。
財務・情報班は、防災行政無線等により、市民に避難準備等の早めの防災行動を呼びかける。

第2 避難

1 避難の原則

- (1) 台風の接近等により氾濫の危険性が高まったときは、浸水想定区域に対して早い段階で避難指示等を発令し、高台にある避難場所へ避難させる。
- (2) 高台への避難が困難な場合は、堅牢な建物の3階以上への屋内待避を指示する。(垂直避難)
その他の避難対策については、風水害等対策計画編 第1章の「第9節 避難」に準ずる。

2 広域避難

市内の避難所等の収容力の不足等により市外への広域避難が必要な場合、市長（本部長）は近隣市町村長又は県知事と協議し、洪水等に対して安全で円滑な移動が可能な近隣市町村の避難所への受入れを要請する。

市民班は、避難先となる市町村に職員を派遣し、本市の避難者の受入方法等を調整する。

3 避難誘導等

建設活動班、福祉班は、消防局、警察署、福祉関係者、自主防災組織、自治会・町内会、地域防災ネットワーク等と連携し、避難誘導、避難行動要支援者の避難支援、避難路の確保等を行う。

第3 災害発生後の対応

複合災害が発生した後の対応については、風水害応急対策計画に準ずる。